

平成31年第1回平取町議会臨時会（開会 午前9時33分）

議長 みなさんどうもおはようございます。平成31年最初の町議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

（議長よりあいさつ）

町長 （町長よりあいさつ）

議長 それでは、ただいまより、平成31年第1回平取町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で、会議は成立します。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、8番貝澤議員と9番高山議員を指名します。日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては本日、議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。10番四戸議員。

10番四戸議員 10番四戸です。本日召集されました第1回町議会臨時会の議会運営等につきましては、本日開催しました議会運営委員会におきまして協議し、会期につきましては本日1月29日の1日間とすることで意見の一致を見ておりますので、議長よりお諮りをお願いいたします。

議長 お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より、平成30年11月分、12月分の出納検査の結果報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、平成30年度財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理状況監査の結果報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。以上で諸般の報告を終了いたします。

日程第4、議案第1号平取町アイヌ工芸伝承館設置条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 議案第1号平取町アイヌ工芸伝承館設置条例の制定について説明をいたします。1ページをお開き願います。議案第1号平取町アイヌ工芸伝承館設置条例の制定について。平取町アイヌ工芸伝承館設置条例を次のとおり制定をする。2ページをお開き願います。この条例につきましてはすでに建設されました新しい民芸品共同作業場施設の必要な事項について、設置条例を制定するものです。第1条の趣旨については、公の施設の設置及びその管理に関する事項は条

例で定めなければならないという地方自治法の規定に基づき設置及び管理について必要な事項を定めるものとしています。施設名としては平取町アイヌ工芸伝承館ということで、伝統だけではなく幅広くアイヌ工芸の技術や知識などを受け継いで後世に伝えていく意味も含め、いろいろとご意見を賜りましたが、最終的にこのような施設名といたしました。第2条の設置ですが、アイヌ工芸の生産性の向上と伝統工芸の継承、担い手の育成、都市と農村の地域間交流、町民の文化活動の促進ということで、特に、都市農村につきましましては、建設に当たっての国の交付金の目的もあり、条文に入れております。第3条の名称、愛称、位置ですが、記載のとおりとなっており、公募選考で決定した愛称のウレシパも条例でうたうことにいたしました。第4条の施設区分については展示スペースから屋外の木材保管庫までのスペースについて施設区分として示しています。第5条の管理及び運営ですが、町長は施設については常に良好な状態で管理し、設置目的に応じて効果的に運営しなければならないとしています。第6条の運営委員会の設置については、施設の運営に当たって関係団体の代表者による運営委員会を設置することとし、設置条例の当初案としては考えておりませんでした。が、幅広く関係施設、関係団体の意見をいただきながら、施設運営をしていきたいと考えており、運営委員会を設置することといたしました。3ページに入りまして、第7条の事業ですが、伝統工芸の魅力を発信することや、人材の育成、地場木材の活用による工芸品製作、都市農村の交流事業、生涯学習、教育活動、その他町長が必要とする認めた事業としています。第8条の使用の許可については使用に当たっては町長の承認を受けなければならないとしています。第9条、使用の制限ということで、使用者が公の秩序、風俗を乱すおそれがあると認めるとき、建物、施設物件に損傷、滅失その他損害を与える恐れがあるとき、集団的、常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織、その構成員の利益になると認められるとき、その他管理運営上適当と認められない時に使用の制限または停止を命ずることができるとしています。第2項は第1項の理由により処分を受けたときに、町長はその補償の責任を負わないとしています。第10条、使用の停止または取り消しということで、許可条件に違反したとき、公益上緊急使用が生じたとき、その他町長が必要と認めたときは使用の停止、取り消しができることとしています。第11条から第13条までは、指定管理者による管理の場合の規定で、第11条が、町長は指定管理者に施設の管理を全部または一部行わせることができるという規定と、第5条の管理及び運営第8条の使用の許可、第9条の使用の制限、第10条の使用の停止または取り消しについて、町長とあるのを指定管理者に読みかえる規定となっています。続きまして、4ページをお開き願います。第12条は指定管理者が行う業務として、施設の利用の承認、調整に関する業務、施設の設備の維持管理、施設及び附属施設の維持管理、施設の運営に対して町長が必要と認めるものを指定管理者が行う業務の範囲としています。第13条、指定管理者が行う管理の基準ですが、平取町の指定管理者の指定手続きに関する条例第8条に

基づき、法令遵守、善良な管理者の注意義務をもって施設の管理を行うこととしてしています。第14条の使用料金については指定管理者に使用料金を収入として収受させることができる規定と、第2項は別表の額を超えない範囲で指定管理者が定めてもよいという規定と、その場合の町長の承認、第3項では使用料金の納入に関して定めています。使用料につきましては後ほど5ページのほうで説明していきたいと思います。第15条は使用料の減額免除に関する規定となっています。第16条は使用料の還付ということで、基本的には還付はしないものとしていますが、以下の3号の理由の場合は全部を還付するとしています。第17条が原状回復の義務及び賠償について定めています。5ページに入りまして第8条はこの条例の施行に関して必要なことは町長が別に定めることとしています。附則としてこの条例は平成31年4月1日から施行することとし、現行の平取町共同作業場条例については3月31日をもって廃止することとしています。条例第14条に示しました使用料金について説明をいたします。使用料金につきましては、区分Aから区分Cまで設定をして、区分Aについては、創作、作業をする場合のスペースと彫刻スペース、アツシスペース、染め物などを含めた手仕事スペース、会議等をする場合の研修室1、2、機械機器を利用する場合のレーザー加工室と機械加工室の区分に分けをしています。手仕事スペースについては染め物でガスを使用する場合を想定して、つかわない場合に比べて200円多く使用料を設定します。またレーザー加工、機械加工については比較的電気料がかかるものについては1500円としています。備考では3時間を基本として、1時間超過に応じて使用料を徴収することや、暖房を利用した場合の使用料の3割増、町民以外の利用については30割増しとすることや端数処理について示しています。町の他の公共施設、公民館や集会施設等については、水道料金や営利を目的とした場合の利用の設定をしていますけども、この施設についてはもともと生業として利用する方やあるいは趣味的に利用する方の利用が想定されることから、営利を目的とする項目については備考にはうたわないことといたしました。区分Bについては、アットウシの処理をする窯場と展示スペースについて料金表となっていますが、この区分については他のエリアの利用の方法と異なることから、別に設定をしています。窯場についてはオヒョウの樹皮を煮る場合に、苛性ソーダを利用する場合としない場合に区分けをしています。苛性ソーダを利用したものについてはそのまま排出に流すことできないので別タンクにためて、それらの汲み取り、処分の費用もかかることから金額に差をつけています。窯場の利用燃料は利用する方が薪を用意していただくこととしています。町民以外には3割、10割増しとしています。続いて6ページをお開き願います。続いて区分Cにつきましては、長期間利用する場合の料金ということでそれぞれのスペース、1か月単位の料金となっています。これまでの共同作業場では1か月1万3720円と年間では16万を超える料金を利用者は払っており、長期利用の実態としては2名から3名程度となっています。この施設を建設するに当たっての利用者

の要望としては価格については現行よりも引き上げないでいただきたいという要望もあり、実際に長期利用されている方は2、3名程度であることから、多くの方に利用していただくには、利用しやすい、あるいは工芸制作に一歩足を踏み出しやすい金額であること、例えば民芸組合の組合員であっても、別な仕事を持っている方もあり、また、一般利用する方も同様で創作活動を行う時に平日にはできないので週末あるいは夜の利用となると、限られた利用時間となることから、それらを想定してこれまでよりは安い料金を設定いたしました。備考では11月から4月までの冬季間は暖房を入れる関係から3割増、長期利用者が担い手の育成や体験学習を自ら実施する場合は、総額を免除、例えば機械加工室を長期利用する方は、彫刻ブースで自らが行う体験学習を行う場合には料金を払わなくても良いというようにしていきたいと考えています。また、3では、使用料に1千円を加算すると他のスペースも利用できるとし、長期利用者の申し込みに1千円を加算すると、どこのスペースも利用可能となるというかたちをしています。4では他の区分と同様に、町民以外の利用者の料金、5は端数の処理となっています。この条例のほかに条例第18条に基づいて施行規則をあわせて制定することとしていまして、主な内容としては、開館、閉館時間や休館に関すること、あるいは減額、免除に関すること、あるいは運営委員会に関することを定めていきたいと思っております。以上、説明を終了いたしますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終了いたしましたので質疑を行います。質疑はありますか。6番藤澤議員。

6番  
藤澤議員

6番藤澤です。ただいまの説明によりますと、一般の方も使用できるように伺いましたが、具体例を言ったほうがわかりやすいと思っておりますけれども、例えば、適当な丸太を円形の板状にいわゆる輪切りをすとか、あるいはそれに対して鉋をかけるとか、せいぜいそれくらい程度の作業について、これは一般の方については指導員が付くとか、何らかのことが行われるのでしょうか。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

そこはこれまではなかなか民芸組合の限られた方ということでしたけども、できるだけ一般の方に利用していただくというかたちで進めていきたいと思っておりますが、今ある機械自体が今回の整備の中ではメンテナンスをただけということと古いということもありますので、議員がおっしゃるとおり誰かが付きながらというかたちで利用は可能かと思っております。できればそういう体制にしていきたいと思っております。

議長

藤澤議員。

6 番  
藤澤議員

そういうことになれば申し込みと同時に、こういう内容であるから誰か付いていただきたいという旨を申し込みに入れなければなりませんね。そして、その技術者が空いているときに使えるということになろうかと思いますが。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進  
議長

そのようなかたちでよろしいかと思います。

ほかございますか。なければ、これで質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第4、議案第1号平取町アイヌ工芸伝承館設置条例の制定については原案のとおり可決しました。

日程第5、議案第2号工事請負契約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道  
課長

それでは、7ページ、議案第2号、工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。平成30年第2回平取町議会定例会において議決を得ました議案第21号奥地林道二風谷線災害復旧工事、(1号箇所)の工事請負契約の締結についての一部を次のように変更したいため、議会の議決を得ようとするものでございます。まず請負金額でございますが、1億5444万円を6165万1800円減額いたしまして、9278万8200円に変更し、工事概要のうち土工一式、路盤工一式、排水施設工一式をそれぞれ削除するものでございます。本箇所につきましては、平成30年3月より復旧工事を実施しておりましたが、平成30年9月に発生いたしました北海道胆振東部地震により工区内に新たな斜面の変動が生じたため、工事の継続が困難な状況になりました。そのため工事を中止し、請負金額については出来高相当分に当たります60.1%を精算払いするものでございます。なお今後の予定といたしましては、新たに生じた被災箇所と施行済み箇所への影響等を調査検討し、災害復旧事業により対策を実施する計画でございます。以上ご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第2号工事請負契約の変更については原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第3号平成30年度平取町一般会計補正予算第14号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第3号平成30年度平取町一般会計補正予算第14号につきまして、ご説明いたしますので8ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出にそれぞれ3億2903万9千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ70億587万5千円にしようとするものであります。第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によるとするものであります。第2条の繰越明許費は地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は第2表、繰越明許費によるとするものであります。また、第3条の地方債の変更は第3表地方債補正によるとするものであります。それでは歳入歳出事項別明細の歳出からご説明いたしますので、17ページ上段をお開き願います。2款1項9目企画費19節負担金、補助及び交付金434万6千円の減額であります。これは一つは生活交通確保対策事業費補助金765万4千円の追加で町内を走るバス路線の乗車人数の減による運賃収入の減少及び車両経費や燃料単価などのバス運行経費の増加によって、バス事業の赤字が当初予算の時に比べて増加したため、町民の足の確保の観点から事業を行う道南バス株式会社に対して、町から必要な補助金を追加交付することにより、町内の生活バス路線の維持を図ろうとするものであります。二つ目に、同じく民間賃貸共同住宅整備費助成金1200万円の減額であります。これは、本年度当初予算で計上した民間アパートの建設を促すための整備助成事業について、その申請がない見通しとなったことから、予算全額の1200万円を減額し、9目企画費、差し引きで434万6千円を減額するものであります。続きまして下段、5款1項2目農業振興費19節負担金、補助及び交付金380万円の追加であります。これは新規就農者用リース農場整備事業補助金について、北海道の地域づくり総合交付金の補助率が、当初は事業費の2分の1に85%をかけたものが、このほど96.88%にアップする割り当て内示を受けたことにより、町を経由して対象者に交付する助成金が増額することから、これに必要な予算の追加を行うものであります。次に18ページ上段、6款1項1目商工総務費11節需用費、消耗品、印刷製本費合計で2018万円、13節委託料315万3千円、14節使用料及び賃借料312万円、25節積立金1125万6千円、1目合計3770万9千円の追加であります。これはふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税の当初の歳入見込み額1億円でありました

ところ、それを3770万9千円上回る見通しとなったことから、これに伴い、その全額を必要な返礼品の購入、諸経費の支払い及び基金積立金に充てようとするものであります。続いて下段10款2項1目林業施設災害復旧費9節旅費5万円の増額、11節需用費消耗品5万円の増額、13節委託料6千万円の減額、15節工事請負費3億4444万円の増額、1目差し引き合計で2億8454万円の増額であります。これは平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震により大きく被災した奥地林道スタッフ線補助災害復旧工事にかかる経費で9節旅費は災害復旧事業にかかわる職員の出張旅費、11節需用費、消耗品費は災害復旧事務用品及び書籍等の購入に要する経費、13節委託料は当初予定した調査範囲及び調査項目に大きな変更が生じたことから、当初で計上した予算8千万円のうち6千万円を減額するものであります。15節工事請負費3億4444万円の増額は、奥地林道スタッフ線補助災害復旧工事、6か所にかかる経費で補助率は99.8%となっており、今後3か年をかけて、全体で1600メートルの復旧を図るもののうち、一部776メートルの工事を行うものであります。次に19ページ、10款3項1目その他公共施設災害復旧費11節需用費修繕料162万3千円、13節委託料247万3千円、15節工事請負費324万円の合計733万6千円を追加するものであります。11節需用費、修繕料は、平成30年9月の胆振東部地震により損傷した振内鉄道記念館の浄化槽、貫気別生活館の集会室天井、長知内ふれあいセンターの体育室天井及び換気扇の改修、修繕を行うものであります。13節委託料は胆振東部地震直後にふれあいセンターびらとりの建物外壁タイルの一部を修繕した際に、外壁の広範囲にタイルが剥離する恐れがあることが発見されたことから、外壁全体の被災状態を調査するための委託料であります。15節工事請負費は同じく胆振東部地震により損傷した本町の平和塔の復旧工事を施すものであります。歳出は以上です。次に歳入についてご説明いたしますので、13ページ上段をご覧ください。10款1項1目地方交付税1節地方交付税277万9千円であります。これは地方交付税交付金のうち、普通交付税が既定予算に比べて増額する見込みとなったことから、これを、本補正予算の財源に充てるものであります。次に下段、15款2項4目農林水産業費道補助金1節農業費補助金380万円の追加であります。これは歳出17ページ下段でご説明いたしました新規就農者用リース農場整備事業補助金に関して、北海道地域づくり総合交付金、リース農場整備分の補助率が上がったことにより、事業主体である町に追加して交付されるものであります。次に14ページ上段、15款2項8目災害復旧費道補助金1節農林水産業施設災害復旧費補助金3億1375万1千円の追加であります。これは歳出18ページ下段でご説明いたしました奥地林道スタッフ線補助災害復旧工事に対して国から北海道経由して補助されるもので、工事費から委託料減額の半額3千万円を差し引いた残りに99.8%の補助率を掛けた金額が町に交付されるものであります。次に、14ページ下段、17款1項1目寄附金1節寄附金3770万9千円であります。これは、歳出

18ページ上段でご説明いたしましたふるさと応援寄附金で、年間の当初の予算に比べて、増加する見込みの金額を歳入に計上するものであります。次に15ページ上段、18款1項1目1節平取町財政調整基金繰入金300万円の減額は平成30年9月の予算補正の際に、歳出18ページ下段の奥地林道スタッフ線災害復旧事業調査設計委託料6千万円の半額の3千万円のうち、その90%、2700万円の起債分を差し引いた残り10%、300万円の財源を町の財政調整基金に求めておりましたが、この委託料をこの度減額することにより、同額を財政調整基金に戻す措置をとるものであります。続いて下段、18款1項2目1節沙流川ダム地域振興基金繰入金1200万円の減額は歳出17ページの上段、民間賃貸共同住宅整備費助成金1200万円を減額することにより、当初予算において、その財源であった沙流川ダム地域振興基金繰入金に同額を戻す措置をとるものであります。次に16ページ上段、21款1項1目総務債1節総務債760万円であります。これは歳出17ページ上段でご説明いたしました道南バスに対する生活交通確保対策事業補助金のうち760万円を過疎対策事業債として借り入れるもので、元利償還額の70%が交付税算入されるものであります。続きまして16ページ下段、21款1項10目災害復旧債1節農林水産業施設災害復旧事業債2640万円の減額、3節その他公共施設災害復旧事業債480万円の増額、10目差し引き2160万円の減額であります。2節は歳出18ページ下段の奥地林道スタッフ線災害復旧事業調査設計委託料6千万円の減額のうち、半額の9千万円の90%に当たる2700万円の減額から災害復旧事業費のうち、補助金60万円を差し引いた残り2640万円の減額、3節は歳出19ページの11節需用費、修繕料のうち160万円に15節の工事請負費のうち320万を加えた合計480万円を単独災害復旧債として借り入れるもので、元利償還額の約80%が交付税算入措置されるものであります。歳入歳出事項別明細は以上であります。次に10ページ、第2表繰越明許費をご覧ください。今回の補正の中には、平成30年度の年度末までに執行できないものがあることから、これを平成31年度に繰り越そうとするものであります。10款2項奥地林道二風谷線災害復旧事業2千万円は、胆振東部地震の直後の平成30年9月7日に専決処分で予算補正した調査設計委託に関するもので、地すべり等の発生によって現地調査にさらに時間を要することから、この予算を平成31年度に繰り越そうとするものであります。10款2項奥地林道スタッフ線災害復旧事業3億4444万円は歳出18ページ下段でご説明したのですが、当該工事が平成30年度末までに完了する見込みがないことから、これを平成31年度に繰り越そうとするものであります。10款3項平和塔災害復旧事業324万円は、歳出19ページでご説明いたしましたが、当該事業が平成30年度末までに完了する見込みがないことから、これを31年度に繰り越そうとするものであります。次に11ページ、第3表、地方債補正をご覧ください。第3表地方債補正は、起債の目的、補正前と後の限度額、補正後の起債の方法、利率、償還の方法を、それぞれ明示したもので



あります。起債の目的の一つには生活交通確保対策事業で、補正前の限度額1950万円に、歳入16ページ上段でご説明いたしました過疎対策事業債760万円を加え、限度額を2710万円とするものであります。起債の目的のもう一つは災害復旧事業で、補正前の限度額1億9660万円に、歳入16ページ、下段でご説明いたしました災害復旧事業債の補正額2160万円を減額し旧事業の補正後の限度額を1億7500万円とするものであります。次に、20ページの地方債の前々年度末における現在高、並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書をご覧ください。前々年度、平成28年度末現在高、前年度29年度末の現在高見込み額並びに当該年度30年度末の現在高見込みにつきましては、それぞれ記載のとおりであります。以上、議案第3号平取町一般会計補正予算第14号につきまして、ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。11番千葉議員。

11番  
千葉議員

11番千葉。歳出の17ページ、2款1項9目19節の負担金補助及び交付金の中にございます生活交通確保対策事業費補助金についてでありますけれども、議運の中でも説明を受けたんですけれども、利用者の減によって道南バスのほうにやっぱり一定の補助を歳出すると。その要因はやっぱり利用者減ということは少なからずとも全体的な社会情勢の変化もあると思うんですけれども、やはり一つにはやっぱり町の運行している福祉バスの運行、それからデマンドバス、今見直しちょっとかけていくようでございますけど、この運行も大きく要因としてあるのかなというふうに思っています、そうなってくると今回補助金を求めて歳出にまわす70%ほど交付金として戻ってくるにせよ、こんなことずっと繰り返していくということにはどう考えてもやっぱり不合理で、ちょっと自分としては納得いかない部分があるんですよね。今回のこの補正に対しては、結果としてこういうかたちで補正予算として求めたということに対しては何もありませんけれども、今後のやはり町全体の交通網の見直しに対して、どのように考えていくのかなというその部分でのご意見と、あるいはその考え方、私は相当急がなくてはいけないなというふうに思っていますけれども伺っておきたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづく  
り課長

ただいまのご質問ですけれども、その件に関しましては、昨年12月に開催しました全員協議会でもご説明を申し上げましたけれども、道南バスの赤字補てん分については年々多くなってきているというのは事実でございます。これについてはうちの町ばかりではなくて、管内各町増えてきているということもあ

りますので、今後についてはバスの運行本数だとかの見直し等も含めて、うちの町ばかりではなく隣町日高町だとかにも影響してきますのでそちらと連携しながらその辺も協議していきたいと思っています。またデマンドバスにつきましても、利用者が段々減ってきている状況もございますので、これについても今後の運行について見直しをしていきながら、町全体の公共交通のあり方というのを検討していきたいということで、今デマンドバスのほかに社会福祉バスびらっくる、それからスクールバス等も走っておりますので、それら一元的にどういう運行がいいかということで検討していきなというふうに考えております。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

今まちづくり課長の答弁聞いても多少は、私例えば、大きな路線として国道を  
通って幹線の路線を使って町と町をつなぐ、いわゆる空港まで行くよとか札幌  
まで出るよというその部分では、他町との連携は私はもう当然必要かなという  
ふうに考えています、私自身もね。ただ町内にあっての、例えば貫気別方面か  
らどうやって治療のほうに持っていくのか、あるいはその病院とか買い物利用  
に対してどうなのかとか、詳細やっぱり調査をきちんとしてもらいたいんで  
すよね。私は他町との関係、特に道南バスの路線に関係している部分というの  
は単町では当然いろんな改革はできないとも思っていますし、その分は何もな  
いんですよ。ただ金額的に今年この補正を組むと、やっぱり先ほど聞いたら当  
初予算の1950万円プラス760万円ということはもう2700万円強の歳  
出があるわけですよ。この部分はやっぱり原点に戻って、色んなバス、さっ  
きスクールバスの話も出ていましたけども、これはやっぱり早急に変えていか  
ないと、毎年毎年こんなことで補正を積み上げていくということには私はなら  
ないというふうに考えているんですよ。その辺やっぱりしっかり捉えてもら  
わないと、大きな、さっき言ったように町へ出ていく、札幌まで行くよとか空  
港まで行くよという部分の路線バスはまた別問題ですけども、その辺どうなん  
でしょうね、考え方。

議長

まちづくり課長。

まちづく  
り課長

路線バスについてですけれども、これについては色々バスのつながりの関係もあり  
まして、町内、例えば貫気別へ行ったバスがまた戻ってきて、それが富川町  
へ行って、それが日高町へ行ってというようなバス会社の都合と言いますか、  
運行の方式がありますので、それらも色々こちらのほうで見ながら、乗ってい  
るバス、乗っていないバスというのもある程度、データとしていただいと  
ころもありますので、その辺でこちらのほうとしてもあまり利用の少ないバス  
については今後影響ない範囲で減便していただくとか、あと違うところのバ

スの時間を変更して貰うということは道南バスとも協議しながらやっていきたいなというふうには考えております。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

最後の質問になりますけれども、私やっぱりもう一度原点に戻ってというか、紐解いて見直す時間的なものというやっぱり早めてもらいたい。やはりさまざまな障害のあることもあろうかなというふうには思っているんですよ。思っていますけれども、やはり、こういったかたちで支出を重ねていく、補正を組んでいくということにはならない。最後に、もし理事者側の町長、副町長あたりの意見がありましたら伺っておきたいと思います。

議長

町長。

町長

ご答弁申し上げたいと思います。現在スクールバス、あるいは道南バス、あるいは福祉バス、デマンドバス等々に一般財源投入しているのは約1億2千万ほど、一般投入をしてございます。それで今後の交通網の方向性というか、あり方については、これはもう本当に早急にやらなければならないということで、前々からいろんな縦割りのなかで行っているこの足の確保については、できるだけ一元管理をしながら最小の経費で最大の効果があがるようなかたちのことを考えていかなければならないというふうには考えておりますし、千葉議員の申されたように、隣町あるいは苫小牧、あるいは札幌方面につながる幹線バスについては、これはどうしてもなくすことはできませんけれども、それ以外の枝線、町内を走るバスについては、これはやはりデマンドバスあるいは福祉バス、あるいは病院のバスも走っておりますけれども、これもやはり合理的に一元管理するなかで効果を上げて参りたいというふうには考えておりますので、新年度に入りまして早急にそういった対応をして参りたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

議長

ほかございませんか。なければ、これで質疑を終了します。次に、討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第3号平成30年度平取町一般会計補正予算第14号は原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第4号平成30年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

議案第4号平成30年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてご説明いたします。21ページをお開きください。平成30年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第3号は次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正であります。第1条は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5300万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9627万4千円とするものでございます。2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。それでは事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、25ページをお開きください。2款保険給付費においては、本年度分の医療費動向を踏まえた所要額の調整をお願いするもので、高額な治療を行った被保険者が多数発生したことにより、予算を上回る見込みとなったためでございます。1款1項一般被保険者療養給付費では4100万円を追加いたします。2項1目一般被保険者高額療養費では1200万円を追加いたします。次に歳入についてご説明いたします。24ページをお開きください。4款1項1目保険給付費等交付金5300万円を追加いたします。今年度分の医療費の状況による交付金の補正をお願いするものでございます。以上で議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第7、議案第4号平成30年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第5号平成30年度平取町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

議案第5号平成30年度平取町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。26ページをお開きください。平成30年度平取町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正であります。第1条は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ428万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8268万6千円とするものでございます。2項は歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。それでは事項別明細書の歳出

からご説明いたしますので、30ページをお開きください。今回の補正の目的は、後期高齢者医療保険料収入が増額となることから補正し、同額を後期高齢者医療広域連合へ納入するものでございます。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金に428万8千円を追加いたします。次に歳入についてご説明いたします。29ページをお開きください。1款1項1目特別徴収保険料1節現年度分に54万6千円を追加いたします。1款1項2目普通徴収保険料1節現年度分に388万8千円を追加いたします。同2節滞納繰越金分を14万6千円減額いたします。2目合計で374万2千円、1款合計では428万8千円の追加となります。先ほどご説明したとおり、保険料収入が予算額を上回ることから、今回補正し、後期高齢者医療広域連合へ保険料を納入するものでございます。以上で議案第5号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。疑って日程第8、議案第5号平成30年度平取町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決しました。

日程第9、行政報告を行います。一つ目といたしまして要望経過報告について、二つ目としてJR日高線の協議経過について。町長。

町長

それでは1点目の要望経過報告についてご報告を申し上げます。要望項目、高規格幹線道路日高自動車道の整備促進についての要望でございます。要望先は、国土交通大臣、副大臣、政務官、国土交通事務次官、北海道局長ほかでございます。要望合併は1月24日、要望者は高規格幹線道路日高自動車早期建設促進期成会並びに日高総合開発期成会として、管内7町長でございます。日高自動車道の整備促進については、ご承知のとおり、門別本町から厚賀間の14.2キロの区間については、昨年4月21日に供用開始したところでございます。現在、日高厚賀インターチェンジから静内間の16.2キロの工事中でございます。高規格幹線道路日高自動車道については、地域間の交流拡大をはじめ農産物等の物流や観光圏域の拡大、あるいは移住定住の促進など、ストック効果を発揮するためにも、重要な社会資本整備でございます。特に静内インターチェンジから三石間の22キロについては、国道通行止め時の迂回ルートとなる道道につきましては、冬季間通行止めとなることから、計画段階評価の早期着手、いわゆる事業化について緊急に要望したところでございます。1点目

の関係については終わります。2点目につきまして、JR日高線の協議経過について、ご報告申し上げたいと思います。昨年12月25日開催の臨時町長会議におきまして、道の担当者から12月24日に開催されました第5回の6者会議、これは国、道、市長会、町村会、JR北海道、JR貨物、この6者会議におきまして、JRへの支援のうち、地方からの負担につきまして、地方財政措置などのスキームのあり方を協議してまいりましたが、これらについては調整がつかなかったということから、31年度の要求を取り下げたことが報告されております。また国がJR北海道を支援する根拠となります国鉄の清算事業団債務等処理法が2020年に期限を迎えるため、今後は2年後の法改正に向けて努力することになりまして、2年間は地財措置が見送られたところがございます。国では黄色線区への支援は考えておりますが、日高線のような、赤線区への支援はしない方針が示されたところがございます。また11月17日に臨時町長会議を再び開催をいたしまして、このときは全線鉄道復旧を断念して、鷗川から全面バス転換、あるいは日高門別まで鉄道を復旧し、日高門別からのバス転換という2案に絞った結果について、これらについて各町に持ち帰りながら議会と調整状況を確認したところがございます。管内7町のうち、浦河町が全線復旧、休線というかたちでも残せないかという意向でございました。残り6町については、2案に絞ることでもとまったところがございます。町村会としては、多数決による決定は避けるべく、改めて臨時町長会議の結果を受けて、浦河町において再協議することといたしました。その結果として、昨日、1月28日の臨時町長会議におきまして、浦河町につきましては全線鉄道の復旧を求める意向を改めて示したところがございます。このことについてはこれまで4年間にわたり協議を重ねてきたこと、また、被災を受けた護岸も、このまま放置されればさらに土砂が侵食され、海に流出するなど漁業に甚大な影響が出てきていることなどから、多数決もやむを得ないとの意見も出ましたけれども、日高管内全体の将来の交通のあり方を見据えながら、再度、浦河町に持ち帰り、協議をしてもらうこととなりました。なお、護岸の件については、鉄道が廃止にならなければ、国土保全、いわゆる建設護岸として整備することが難しいという見解でございましたけれども、この度の会議におきまして、全線バス転換への合意条件が整えば、JR北海道として護岸の補修等を全面的に行うことで、新たな方針が提案されたところがございます。以上で報告を終わらせていただきます。

議長

休憩します。45分再開いたします。

(休憩 午前10時32分)

(再開 午前10時45分)

議長

再開します。続きまして3番目といたしまして、第6次平取町総合計画実施計

画ローリングについて報告願います。まちづくり課長。

まちづく  
り課長

それでは私のほうから第6次平取町総合計画の平成31年度から33年度までの事業実施計画のローリングについてご説明いたします。このローリングにつきましては、社会情勢や、経済状況の変化に対応するため、毎年、向こう3年間の事業計画を見直しながら事業を進めていくということで行っております。まず、説明の順番ですけれども、はじめに、事前にお配りしております各会計の財政計画について、それぞれの担当からご説明させていただきたいと思っております。そのあとに各事業について、説明をしていきたいと考えております。それでは財政計画の説明に入りたいと思っておりますが、その前にこれまでの総合計画審議会の経過等をお知らせいたします。今回の実施計画のローリングにつきましては、昨年11月22日に審議会を開催し、その後、11月28日から12月17日にかけて、各自治会で説明会を開催し、ご意見等を伺っております。そして、1月11日に開催しました審議会でご審議いただき、1月15日に答申されております。本日は1月15日に答申されました、事業実施計画の内容についてご説明申し上げ、ご意見を賜りたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。資料といたしまして、審議会や自治会の説明会でいただいた意見等をまとめたものについても配布させていただいておりますので、ご一読いただければと存じます。それでは一般会計の財政計画からご説明申し上げたいと存じますけれども、内容につきましては、来年度予算の基礎となります平成31年度の数値を主に説明させていただきたいと思っております。また5月に元号が変わりますけれども、便宜上平成の年度で説明させていただきますのでご了承をお願いいたします。それでは資料の47ページ目をご覧ください。まず1番の町税については、平成31年度は5億2100万円の計上となっております、これは、30年度の決算見込みの数字をもとに推計しております。2番の地方譲与税と3番の交付金は30年度の交付金の決算見込みや、来年度の地方財政計画の状況から推計し、譲与税については7100万円、交付金につきましては1億2700万円と前年とほぼ同額で計上しております。次に、4番の普通交付税は、現在把握可能な単位費用等によりまして、各年度の推計により算出した数値となっておりますけれども、30年度の決算見込みでは25億100万円ほどと見込んでおり、前年対比で1.8%の減となっております。31年度につきましても、今年度と同程度の減額が予想されるため、24億8855万円を計上しております。32年度以降については、交付金の算定額が毎年不確定なため、31年度の金額を基本といたしまして、毎年24億6360万円として計上しております。5番の特別交付税につきましては、平成30年度決算見込みを4億円と見込んでおりますけれども、これは災害分が含まれておりますので、31年度から3億2千万円ということで計上しております。6番の分担金負担金は、主に保育料等を計上しており、31年度以降、毎年2250万円を計上しております。7番の使用料、手数料については、主なものに町営住宅や排水処

理施設使用料などがあり、毎年度約1300万円を見込んでおります。8番の国庫、道支出金につきましては、障がい者自立支援給付金負担金や、常設保育所運営費など経常的な経費の交付見込み額と、後ほど説明いたします事業費にかかる国、道からの補助金等をあわせて計上しております。平成30年度決算では12億9700万円を見込んでおり、31年度につきましては、経常的な事務事業に対する国、道の負担金補助金と、投資的事業に対する補助金等を個別に積み上げて7億8156万円と見込んでおります。9番の財産収入については、町の土地や町営住宅以外の建物などの貸付料や町有林の流木の売り払いなどがありますけれども、31年度は7145万円を計上しております。10番の繰越金は、前年度の歳入と歳出の余剰金として各年度5千万円程度を見込んでおります。11番の寄附金については、一般的な寄附のほか、ふるさと納税を合わせて31年度は8600万円を計上しており、32年度以降につきましては、毎年8千万円を計上しております。12番の諸収入につきましては、通常、毎年のように見込める貸付金元利収入のほか、投資的な事業を行う場合に見込める補助金以外の収入を個別に算出して計上しており、平成31年度は1億7895万円を見込んでおります。13番の基金繰入金につきましては歳出に対する財源が不足する場合に、基金から一般会計に繰り入れて財政運営をしておりますけれども、31年度は2億4555万円を充当する計画となっております。14番の町債につきましては上段に記載しました計上分につきましては、地方交付税的な性格を持ちます臨時財政対策債の額で31年度は1億2533万円を計上しております。下段の投資分については、後ほど説明します各種事業に充当する起債となっております。31年度につきましては、5億9280万円を計上しており、主に交付税に算入されず過疎債となっております。続きまして歳出についてご説明申し上げます。1番の人件費につきましては、町の採用計画等を基本に推計しておりまして、平成31年度は10億4260万円と計上しております。2番の物件費につきましては、臨時職員等の賃金や需用費、役務費、委託料、各種使用料など多くの種類の経費がここに計上されておりますけれども、平成31年度は8億4020万円ほど計上しております。3番の維持補修費ですけれども、30年度の決算見込みでは、8800万円ということですが、31年度以降につきましては、8500万円ということですが、毎年度計上しております。4番の扶助費は障がい者や高齢者、子育て世代の医療費などの支援を行うための経費でございますけれども、31年度は4億4216万円を見込んでおります。5番の補助費については各年度衛生組合や消防組合の負担金や各種団体や施策推進のための補助金などを計上しております。31年度は5億5892万円です。それ以降もほぼ同額ということで推計しております。6番の公債費につきましては、新規起債等を見込みまして、償還台帳数値から推計しております。31年度は6億3450万円を見込んでおります。32年度以降につきましては、投資的事業の増加に伴い、増加していく見込みでございます。7番の積立金につきましては、基金利息及び条例積



立を見込んでおりますけれども、31年度はふるさと納税の増分を加味して、2295万円ということで計上をしております。8番の貸付金等については、商工関係の中小企業関係融資預託金や奨学資金貸付金など、今年度の実績見込み額から31年度から33年度につきましては、4200万ということで計上をしております。9番の繰出金につきましては、この後ご説明いたします国保、後期高齢、介護保険、水道、病院の特別会計への一般会計からの繰入金の総額で31年度は5億9088万円ほど計上しております。10番の投資的経費は、これも後ほどご説明いたします事業実施計画の総額の15億5246万円を計上しております。これらの歳入歳出の内容によりまして、平成31年度予算規模は、総合計画ベースで58億1170万円になるという見込みになっております。それからその下の欄の基金残高でございますけれども、これは各年度の事業執行に必要な財源を取り崩した場合の残高を記載しております。第6次総合計画の最終年度であります37年度末では、10億3670万円ということになるという推計になってございまして、昨年度お示ししました数字とほぼ同額ということになっております。またその下の欄の起債残高でございますけれども、これにつきましては37年度末で68億7960万円ほどになると推計になっております。以上で一般会計の財政計画について説明を終わりますけれども、ご覧のとおり、町の財政はまだまだ厳しい状況となっておりますので、今後とも事業内容を精査しながら計画を見直していきたいというふうに考えております。以上です。

議長

町民課長。

町民課長

それでは平取町国民健康保険事業特別会計、平取町後期高齢者医療事業特別会計、平成31年度財政収支推計についてご説明いたします。最初に国民健康保険事業特別会計からご説明いたします。49ページをお開きください。国民健康保険事業特別会計は、医療保険会計であり、国民健康保険被保険者が病院等にかかった際に、医療費の1割から3割の自己負担額を支払い、残りの医療費をこの国民健康保険事業特別会計より支払っております。それでは収支内容について歳入からご説明いたします。1、国民健康保険税ですが、国民健康保険事業費納付金として6、繰入金①一般会計繰入金とあわせて道へ納付するもので①医療給付費1億3715万1千円、②後期高齢者支援金4094万8千円、③介護納付金2004万9千円で合計1億9814万8千円を計上いたしております。2、使用料及び手数料と3、国庫支出金は共に1千円を計上いたしております。なお、医療給付費交付金、前期高齢者交付金につきましては、平成30年度に予算科目が廃止となっております。4、道支出金ですが、①普通交付金4億5257万円、②特別交付金1863万1千円、③財政安定化基金交付金1千円、合計で4億7120万2千円を計上いたしております。共同事業交付金については平成30年度に予算科目が廃止となっております。5、財産

収入ですが、基金利息として1千円の計上です。6、繰入金ですけれども、①一般会計繰入金は4374万1千円の計上です。内容ですが、国民健康保険事業特別会計の事業運営費繰入分、保険基盤安定事業繰入分、出産育児一時金等繰入金分で国の法定ルールに基づいた一般会計繰入金でございます。②基金繰入金は1千円の計上で、合計4374万2千円です。7、繰越金ですけれども1千円を計上いたしております。8、諸収入は、雑入等で5千円を計上いたしております。歳入合計で7億1310万1千円でございます。次に歳出についてご説明いたします。1、総務費ですけれども、国民健康保険事業特別会計の運営に要する経常的経費で1200万円を計上いたしております。2、保険給付費ですけれども、平取町の国民健康保険被保険者が医療に要した費用のうち、平取町が直接医療機関へ支払うもので、出産育児一時金、葬祭費を含めて4億5257万2千円を計上いたしております。3、国民健康保険事業費納付金、①医療給付費1億6225万1千円、②後期高齢者支援金5191万1千円、③介護納付金2260万7千円、合計で国民健康保険事業費納付金2億3676万9千円を計上いたしております。4、共同事業費諸事業拠出金、5、財政安定化基金拠出金ですけれども、共に1千円の計上です。○の後期高齢者支援金から介護納付金については、平成30年度より科目が廃止となっております。6、保健事業費ですけれども、特定健康診査、特定保健指導などの経費で400万円の計上です。7、基金積立金ですけれども、基金の利息でございまして1千円の計上です。また8、公債費についても1千円の計上でございます。9、諸支出金ですけれども、直診施設に対する繰出金で救急患者受入支援事業等に450万3千円を計上いたしております。10、予備費で100万円を計上いたしまして、繰出金合計額7億1084万8千円で、歳入歳出差し引きますと、翌年度繰越金225万3千円でございます。次に後期高齢者医療特別事業会計についてご説明いたします。50ページをお開きください。平成20年4月よりスタートした後期高齢者医療制度ですけれども、北海道後期高齢者医療広域連合が主に制度運営を行い、市町村は主に窓口業務を行います。市町村が対象者から保険料を徴収し、広域連合に保険料を納付する仕組みとなっております。それでは歳入についてご説明いたします。1、後期高齢者医療保険料ですけれども、北海道後期高齢者医療広域連合で算出し、総医療費から窓口で支払う患者負担額を差し引いた額の約1割を保険料で賄います。2年に1度保険料の改定により平成31年度、改定され5389万2千円を計上いたしております。2、使用料及び手数料は1千円といたしております。3、国庫支出金ですけれども、平成31年度はシステムの改修予定はありませんので、予算の計上はありません。4、繰入金ですけれども、3444万円を計上、内訳は一般会計からの事務費繰入金、後期高齢者医療特別会計事業会計の事業運営及び広域連合事務費負担金となっております。保険基盤安定負担金でございます。5、繰入金は1千円、6、諸収入は4千円を計上いたしております。以上歳入合計で8833万8千円でございます。次に歳出についてご説明いたします。1、総務

費ですけれども、後期高齢者医療事業特別会計の事業を運営するのに必要な経常的経費で650万5千円の計上でシステム機器の保守点検等及び更新にかかる費用でございます。2、後期高齢者医療広域連合納付金ですけれども、広域連合事務費負担金分、保険基盤安定費負担金分及び後期高齢者医療保険料分の支払いで8143万円の計上となっております。内訳は広域連合事務費負担金、後期高齢者医療保険料、保険基盤安定費負担金でございます。3、諸支出金等ですけれども、保険料還付金等で3千円の計上となっております。予備費は40万円を計上いたしております。歳出合計8833万8千円で、歳入歳出差し引き額0円でございます。以上で国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計の説明を終わります。

議長

続きまして保健福祉課長。

保健福祉  
課長

続きまして介護保険特別会計の財政推計についてご説明いたします。51ページをお開きください。介護保険事業につきましては平成30年度から第7期の計画が始まり、この計画に沿って事業を進めているところです。まず歳入ですが、1の介護保険料につきましては、65歳以上の方から納付をいただく、第1号被保険者の納付分です。基準保険料の増加、法の改正等によりまして、30年度から増えております。今後も高齢化の進展により増加すると見込んでいます。使用料及び手数料につきましては、保険料の督促手数料です。次の国庫支出金、支払基金交付金、道支出金につきましては、歳出における各種給付金、地域支援事業などに要する費用についてそれぞれ法の定めによる割合で負担するものです。将来的に増加傾向と見込んでいます。次の6の財産収入は、基金積立金の利息相当分です。7の繰入金ですが、①の一般会計繰入金につきましても法で定める一定の負担額、基準に基づく町からの繰り入れ分です。②の基金繰入金につきましては、介護保険料の軽減分としまして平成30年度以降、毎年500万円ずつの基金からの繰り入れを見込んでいます。その他繰越金は50万円、諸収入はその他雑入としまして、この通り計上しているところです。次に歳出ですが総務費は介護保険事業運営に要するシステム管理、介護認定審査会等の経費です。続きまして、2の保険給付費ですが、介護サービスとしてのホームヘルパー派遣、デイサービス、短期入所などまた老人福祉施設入所分の給付費のほか、地域密着型サービスやケアプラン作成などにかかる経費です。今後対象者が増えると予想されることから、年々増加すると見込んでいます。続きまして3の地域支援事業費ですが、これは要支援者1、2の方々を対象としまして、ヘルパー派遣やデイサービス、認知症対策事業、食の自立支援事業、そういう経費で来年度以降3500万円程度を見込んでいます。このほか5の基金積立金、6の公債費、また7の諸支出金、予備費ということで、各年度の歳入歳出につきましては表のとおり推計しているところです。なお基金につきましては、保険料軽減分として、毎年繰り入れしていますが、平成30年度末

で2600万円ほどの残高となる見込みです。以上です。

議長 続きまして、建設水道課長。

建設水道課長 それでは52ページ、簡易水道特別会計財政推計についてご説明申し上げます。平成31年度を中心に説明していきたいと思っております。まず、歳入の1、使用料ですけれども、これは皆様からいただいている水道料金でございます。平成31年度において1億3245万円を見込んでおります。2、手数料ですけれども、これは民間でやる水道工事に対しての工事審査手数料とかということで20万円。3、国庫支出金ですけれども、これ、水道事業にかかる整備に充てる補助金ということで、2400万円を見込んでおります。4、繰越金ですけれども例年通り50万円を見込んでおります。5、繰入金ですけれどもこれは水道会計で不足する分を一般会計からの繰入金ということで、6813万4千円を見込んでおります。6、町債ですけれども、これは水道整備にかかる借入金ということで5600万円。7、雑入ということで1千円を見込んで、歳入の合計が2億8128万5千円となっております。次、歳出の部分ですけれども1、一般管理費、これは水道職員の給料ですとか経常的にかかる運営費ということで2996万円。2、事業費ということで一つ目には①の維持管理費ということで、この経常的にかかる部分なんですけれども4097万5千円、②建設改良費ということで、今現在貫気別地区を整備していますのでその分の水道整備費ということで9280万円、あわせまして事業費として1億3377万5千円を見込んでおります。3、公債費ですけれども、これは今まで事業やってきた分の起債の償還金ということで1億1705万円を見込んでおります。4、予備費ということで50万円。あわせまして歳出の合計で2億8128万5千円ということになっております。以上です。

議長 続きまして病院事務長。

病院事務長 53ページ、病院事業会計の収支見込みについて説明いたします。公営企業会計は左側の項目で収益的収支と資本的収支に区分されております。収益的収支は通常の営業活動による収支となりまして資本的収支は施設や医療機器などの整備に関する収支となります。収支見込みについては平成33年度までの記載とさせていただきます。まず、収益的収支になりますが収入の医業収益は入院、外来などの診療による収益となりまして、医業外収益は一般会計からの繰入金が主なものとなります。支出の医業費用は人件費や診療材料、薬品、減価償却費などとなります。医業外費用については消費税や支払い利息などとなります。この収入から支出の差し引き、経常損益、C欄が経常損益となります。特別利益と特別損失を加えた損益が当年度の純利益または純損失となります。平成29年度の決算におきましては、経常損益は53万4千円の黒字とさ

せていただいておりますが、これについては追加の繰り入れをさせていただいたものになります。30年度につきましては収支見込みは作成した時点では人件費等を削減しまして経営改善に取り組むことで黒字を見込んでおりましたが、入院患者が減少していることにより、大変厳しい状況になっており、収支は現状では赤字になる見込みとなっております。31年度は純損益で約1億7千万円の赤字と見込んでおりますが、これは、現在の病院建物を取り壊すことにより、建物の償却費を31年度で費用として計上することにより、大きく赤字となってしまいます。次に資本的収支になりますが、資本的収支は支出に対してどのような財源を確保しているかというような組み立てになっております。まず、支出の項目になりますが、その中の建設改良費は病院の改築にかかる見込み額を計上しております。30年度が13億3800万円、31年度が2億1千万円、32年度が8800万円程度と見込んでおります。企業債の償還は改築にかかる本格的な償還が32年度から始まることになりまして、32年度は2300万円ほど、33年度は4700万円ほどの償還を見込んでおります。他会計長期借入金の返還金は32年度の償還で返済が終わることになります。上に戻りまして収入は、企業債は病院の改築にかかる資金の借り入れとなりまして、他会計補助金、他会計負担金は一般会計、特別会計からの繰り入れとなる額を見込んでおります。資本的収支は支出が多いかたちとなっておりますが、不足分については留保財源で補てんすることとしております。一番下に繰入金合計額とありますが一般会計などからの繰入金の額の見込みを記載しております。30年度は3億9千万円、31年度は3億2千万円、32年度は3億4千万円ほどと見込んでおります。以上を収支見込みの説明とさせていただきます。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

それでは引き続きまして、第6次総合計画の事業実施計画の平成31年度から33年度までの事業実施計画についてご説明申しあげます。事業数も大変多いということもありますので、また事前に資料を配布させていただいておりますので、主に31年度の新規事業や、事業費の大きな事業、昨年から変更となった事業などを中心に説明したいと存じますので、ご了承いただきたいと思っております。それではまず1ページ目をお開きください。左側に事業番号が書いてありますのでページと事業番号を言っていきますのでそちらでご参照いただければと思います。1ページ目、まず3番、社会科副読本更新事業でございますけれども、学習指導要領の変更及び教科書改訂にあわせまして、小学校の社会科副読本を1年前倒しで更新するというところで、32年度の予定だった事業だったんですけども、31年度で350万円ほど計上してございます。5番、小中学校公務用パソコン整備事業でございますけれども、これにつきましてはウィンドウズ7のサポートが終了することに伴いまして、公務用のパソコンを更新す

るということで、31年度から行いまして、主に32年度から大きく事業費が出てくるということで31年度5万円、32年度から645万円ということで計上させていただいております。続きまして9-1、振内小学校校舎屋体整備事業でございますけれども、振内小学校につきましては昭和56年度建設以降、大規模改修等を行っておらず、老朽化が著しいということがありまして、大規模改修を行うこととしております。それであわせまして、このページの7-3、それから7-4で振内小学校の地下タンクの埋設事業と個別暖房整備事業ということで、31年度で予定をしておりましたけれども、これについては9-1の中で行うということで1億円の計上で31年で行うということで、予定をしております。続きまして、3ページ目をお開きください。9-2、二風谷小学校校舎整備事業ということで、二風谷小学校につきましても、昭和60年に建設してから、校舎のトップライトガラスの修繕以外には大きな改修を行っておらず、雨漏りや床の浮上、劣化が一時著しいため改修を行って、あわせて地下タンク、それから個別暖房に切りかえるということで、31年調査、32年度工事ということで新規に計上させていただいております。続きまして11番目の学校施設LED照明整備事業でございますけれども、今年度策定いたしました、平取町地球温暖化対策実行計画に基づきまして、町の管理しております施設等で二酸化炭素排出抑制のため、LED照明に取りかえていくもので、あわせて電気料の削減を図っていくということで、この事業につきましては、国からの3分の2の補助が32年度までの限定ということがありまして、計画的に31年度と32年度で行うということで考えておりまして、学校を今回するというので貫気別小学校、平取小学校、平取中学校ということで、計画をしております。この事業につきましては、このページの下にあります16番の中央公民館の整備事業、それから後ほど出てきますけれども、体育館の体育施設LED照明整備事業、それからふれあいセンターの改修事業でもこういうことで、この理由と同じで、事業を実施するというので新規に計上させていただいております。次に15番目の町有バス新規購入事業ということでございますけれども、31年度更新予定でございましたけれども、昨年対象のバスが壊れて、大規模に修理したことから、更新時期を2年間先送りするというので事業を33年度に送っております。次に、16番、中央公民館整備事業LED整備でございますけれども、これは先ほど説明しました公民館のLED化ということで、2515万円ほどを新規で計上させていただいております。それから18番の芸術鑑賞事業でございますけれども、これは隔年で実施している事業でございますけれども、平成31年度、平取町開町120周年ということもありまして、記念事業ということで、31年度も引き続き行うということで、追加で、事業を200万円計上させていただいております。次に、5ページ目をお開きください。20-2体育施設LED照明整備事業ということで、これも先ほど説明しましたLEDということで、町民体育館と振内青少年会館のLED化ということで2844万2千円の事業費の計上をさせていただいているところで

ございます。続きまして7ページ目をお開きください。32番、イオル整備事業でございますけれども、30年度からアイヌ民族文化財団から町が一部委託を受けて事業を実施することになりまして、32年度からは町が全面委託を受けて運営を受け皿団体に再委託する予定となっていることから、事業費が増えているということで、31年度は2340万、32年度以降については4665万、33年度については3735万ということで、需用費が上がっております。それから35-1、環境保全センター事業、これにつきましては、沙流川総合開発事業によりますアイヌ文化の自然環境や影響に関する調査を持続的に行うとともに、その保全対策と沙流川流域の環境やアイヌ文化を紹介するための拠点施設として整備するというので、平成32年度に設計、それから用地買収等を予定しておりまして、33年度整備予定ということで、新規に計上させていただいております。36番、二風谷地区再整備事業ということで、30年度までに整備いたしました二風谷コタン、二風谷の市街地の再整備でございますけれどもその周辺の景観整備だとか案内看板の整備をするということで850万円ほど計上させていただいております。続きまして9ページをお開きください。44-1アイヌ語アーカイブ作成支援事業でございますけれども、この事業につきましては28年度から文化庁の補助事業としましてアイヌ語資料を保存、記録しまして、一般の方が使いやすいかたちで活用できるようにする事業で、平成29年度まで補正予算対応としておりましたけれども、文科庁で継続的な事業として行うことができるということになったことから、31年度から総合計画の新規事業として、300万円ほど計上させていただいております。続きまして11ページ目をお開きください。生活支援ハウス整備事業でございますけれども、これについては、本町地区で整備予定の生活支援ハウスについて、建設場所等を検討するために、1年先送りするというので31年度から32年度に事業を先送っております。それから52番の1、小規模多機能型居宅介護施設整備事業でございますけれども、これにつきましては今後の高齢者人口の増加に伴いまして、現在のデイサービス、ショートステイの定員ではカバーしきれなくなると予想されるために、一体型の居宅介護施設を、生活支援ハウスと併設して建設することによりまして、生活支援ハウス整備事業に対して国からの補助の対象となるということもありまして、生活支援ハウスにあわせて整備するというので、32年度から事業をするということで、今回載せております。それから53番、平取かつら園大規模改修事業でございますけれども、かつら園につきましては築29年が経過しまして、施設が老朽化しておりまして、各種設備の更新や外壁の塗装を行うため、総事業に対して平取福祉会が国などからの補助金以外の負担分について助成するというので、来年度新規で530万円ということで予定をしております。54-2、障害者支援施設すずらん改修事業でございますけれども、このすずらん福祉園につきましても、築34年が経過しまして、施設設備の老朽化が著しく、また入居者の高齢化に伴い、車いすの利用者が増えておりまして浴槽の改修も必要になって

きていることから31年度で新規に計上しております1450万円ほど新規に計上させていただいております。続きましてその下の54-3、要援護者支援台帳システム導入事業でございますけれども、要支援者の支援を行うため、各担当部署、保健福祉だとか町民課だとかが持っているさまざまな情報を集約したシステムを構築するということで、31年度にシステム開始ということで324万円ほど新規に計上させていただいております。続きまして15ページ目をお開き下さい。56-1、環境保全型農業直接支払交付金事業でございますけれども、これにつきましては、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づきまして、環境に優しく、地球環境、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産活動に対して支援をするということで、平取町の場合は特別栽培米ということで減農薬、減化学肥料に取り組む米農家に支援するということで、31年度から新規ということで200万円ほど計上させていただいております。続きまして17ページ目をお開きください。67番、新規就農者用リース農場整備事業でございますけれども、これにつきましては毎年2棟ずつ実施予定でございますけれども、31年度就農予定の2軒の研修生のうち1軒が就農を断念したということと、もう1軒の方が今年度トマト農家を離農する方のハウスを引き継ぐことになったため、整備の必要がなくなったことから、31年度の事業費から削除しております。次、69番の1、就農チャレンジ農場整備事業でございますけれども、雇用型就農を創設する目的で計画しておりますけれども、運営方法等をさらに検討しなければならなくなりましたので、整備時期を2年先送りということで31年度から32年度に事業を先送っております。それから69-2、新規就農者新規就農住宅整備事業でございますけれども、これについては新規就農者受け入れのため、紫雲古津地区に33年度に住宅を整備するということで、今回追加してございます。それから72-1、トマトの里構想推進事業でございますけれども、今年度策定を進めておりますトマトの里構想をさらに推進するため、全国でも有数のトマト産地である平取町をトマトの里として認知度が上がるよう、また宣伝や販売促進を図っていくとともに、新規就農者の受け入れなどでトマトの安定供給を目指すというような事業を行うということで、31年度から新規に1千万円ずつ事業費を計上させていただいているところでございます。それでは73-1、バイオマス利活用事業でございますけれども、再生可能エネルギーであります木質バイオマスを活用しまして、エネルギーの地産地消を図るため、今作っております病院や公民館などの公共施設に電気や温水を供給するバイオマス発電とボイラー設備を整備するということで、来年度実施設計、再来年年度整備ということで新規に追加で事業を計上させていただいております。続きまして19ページ目、75-1、森林環境譲与税利活用事業でございますけれども、平成34年度から森林環境税が徴収されることとなりますけれども、それに先立って、31年度から国から町に森林環境譲与税が交付されることになっており、その譲与税を活用して民有林の森林整備や木育活動を行うということで、31



年度から1250万円を計上させていただいております。それから76、水源涵養環境林の維持経営事業でございますけれども、これについては、森林の荒廃を未然に防ぐため、相続等が困難な森林や、大規模森林所有者が経営を放棄する森林を町有林として購入して経営を図る事業ということで、31年度、該当する森林所有者との話し合いに目途がついたということもありまして、31年度に事業を行うということで1千万円計上させていただいております。続きまして21ページ目、83番、店舗改装補助事業でございますけれども、この事業につきましては、平成30年度までの時限ということでしたけれども、継続要望が多いということから、31年度から改めて事業を継続するというところで100万円計上させていただいております。続きまして84-1、住宅リフォーム助成事業でございますけれども、この事業につきましても、外部評価委員からこれについては個人への補助であり、もう少し幅広い活用をということで、補助基準額を引き下げて、小規模の改修にも対応するという予定にしておりまして、補助率は変えずに、補助金の上限額はちょっと下げようということで、件数は同じで600万円から450万円に減額をしているところでございます。次に25ページ目をお開きください。豊糠学校線舗装事業でございますけれども、この路線につきましては路盤改良後かなりの期間が経過しておりまして、この間、降雨による路盤流出や洗掘が発生し、その度に補修しているため、舗装して維持経費の軽減を図るということで、平成33年度、新規で920万円の計上をさせていただいているところでございます。次に27ページ目、110番、幌尻川向線道路整備事業ということで、この事業につきましては31年度と32年度の2か年事業で計画しておりましたけれども、過疎債を充当するというので単年度事業にするということで31年度に一遍にやってしまうということで、事業費を1500万円ほど増額しておりまして、計上しております。飛びまして、33ページ目をお開きください。143-3、要援護者システム導入事業でございますけれども、この事業につきましては緊急時の避難や平常時の見守り活動に活用するため、避難行動要支援者名簿にGIS、いわゆる地図情報を導入するというので、11ページ目の54-3で説明いたしました、要援護者支援台帳システム導入事業と連携してシステムを導入するというので、31年度に525万円ほど新規に計上させていただいております。それからその下、150番、公営住宅建設事業でございますけれども、本町地区の公営住宅について、公共施設の再配置計画に基づきまして建設場所を選定するため、1年間先送りをさせていただいております。続きまして37ページ目をお開きください。163番、ふれあいセンター改修事業でございますけれども、これにつきましても3ページのLEDのところ、学校のLEDで説明しましたけれども、それをふれあいセンターでも行うということで32年度で4千万円ほどの事業費ということで、新規に計上させていただいております。それから168-1、生活館等施設整備事業でございますけれども、これにつきましては、31年度、平取義経塾で利用しておりますがみどりが丘住民セン

ターのトイレを改修するというので、その分増額ということで1200万円ほど事業費を計上させていただいております。その下の159番、沙流川アート館大規模改修事業でございますけれども、これにつきましては、31年度で実施する予定でございましたけれども、財源等の問題もありまして、2年間に分割してやるということで31年度、32年度に分けて実施するというので事業費を変更させていただいているところでございます。以上が事業についてご説明申し上げました。それで、これに伴いまして、平成31年度の事業費総額につきましては、15億5246万6千円というふうになります。この数字に基づきまして、先ほど説明しました財政計画等も作っているということでございます。以上、事業については説明いたしましたので、よろしく願いいたします。

議長

それでは特別会計についての説明はないということですので、各会計財政事業計画ですか、質疑の順番といたしましては、はじめに事業実施計画にかかわる各会計財政計画を行いまして、続いて事業実施計画をページごとに行っていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いをいたしたいと思っております。また、事業実施計画の質疑につきましては、1事業につき、1人3問までといたしますので、ご協力をお願いしたいと思います。それでは、各会計財政計画の一般会計から質疑を行います。一般会計47ページ、48ページということになります。ここの場所での質疑はございませんか。9番高山議員。

9番  
高山議員

それでは1点ほどご質問したいと思います。基本的には第6次の3か年の計画で31年度を中心にとということになりますけれども、この歳出の見方のなかで歳出の3番の維持補修でございますけれども、これは新しくなった施設も年々できてきているということにはなるんですけれども、当然そういった意味ではこれからそういった建設が一通り終わると、今まで使っていた施設等の維持補修については増えていくというような積み上げですから、今年度は8500万円ということでもかまわないと思うんですけれども、今後その施設が新しくなったからということばかりでなく、今までの施設の維持補修というのは増えるようなかたちでも推測の計画にならないのかどうか、その点1点教えていただきたいと思っております。

議長

総務課長。

総務課長

お答えいたしたいと思います。今、高山議員ご指摘の通り老朽化に伴って増えていくことが想像されます。この計画の中では31年度以降については、横並びとか同じ数字にしてございますけれども、各単年度の予算の中では個々具体的内容の修繕を反映したものになろうかと思っております。この計画についてはこのようなかたちで、数字のつくり方として、横並びでつくらせていただいた

ということであります。

議長

高山議員。

9 番  
高山議員

今年度中心にということになるんですけれども、ただ今年度ばかりでなくて、後年度以降の、特にこの3か年のローリングの中では、その辺もやはりかなり含んだかたちでいかないと、例えば基金残高だとか全てのもが少しずつ変わっていくということになると、今年度が8500万円がベースだよということで、残りの2か年についても8500万円と推測するやり方についてはちょっとどうかなとは思いますが、今年度はこれでいい、来年度は実行予算の中でまたこの計画が変わっていくということになるということのお話だと思うんですけれども、その辺の3か年のローリングの仕方についての考え方をちょっともう一度お聞かせいただければと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづく  
り課長

財政計画につきましては一応どうしても推計というかたちになりますので、一応31年度の予算をベースに考えていております。それで計画につきましては事業だとかで反映できるものについては、例えば公債費だとか補助金だとかで予定している事業については反映できるものについてはそれぞれの交付税だとか公債費だとか、起債だとかに反映をさせていけるんですけれども、例えば町税だとか、交付税、それから、ここで言う物件費、維持補修費等につきましてはどうしてもその年々によって変わってくるっていうところもありまして、前年度の数字をもとにいたしまして、推計で出ささせていただいているということで、その辺で前年横並びというようなかたちで出ささせていただいているところがございまして、今高山議員言われたように増えるのが見込まれるというのは当然のご指摘かとは思いますが、そういうところでちょっと見込みというか、3年、4年後の見込みが立たないものについては横並びで計上させていただいているというところがあります。

議長

ほかございますか。高山議員。

9 番  
高山議員

3回までということですので、そういった意味では内容等については理解できますけれども、財政計画にかかる推計の仕方で歳入が31年並びで、例えば一定程度5千万円なら5千万円ということでパーにするのはある程度理解できるんですけれども、やっぱり歳出についてはこの3か年で基金等もいろいろ影響してくるので、もう少しこうシビアに計画をしたほうがいいのかというのが今の質問ではあれですけれども、それと31年だけということなんですけれどもこれ公債費なんですけれども、33年度では色んなものがそれぞれ終わって、

例えば償還が8億近くなるということで、残りの4年間の34年から37年についてもこれは公債費がやっぱり一番突出する、単純に4年で割っても8億円ちょっとになるんですよね。8億2500万円ぐらいになるんですけれども、公債費なんかは、32、33年と事業をやればまた変わってくると思いますけれども、今の段階で最高、今の段階の33年度までの事業の中で最高マックスになるのはどれぐらいの金額になるか、一応8億ちょっとでページしているみたいですけどその辺はおわかりになりますか。

議長

まちづくり課長。

まちづく  
り課長  
議長

今資料持って来てないので後ほど答えさせていただきます。

ほかございますか。どうぞ。高山議員。

9番  
高山議員

これも今年度だけということではないんですけれども、平取の今年の補正予算を見ましても、事業をやっているというようなこともあり災害等もあるということで、70億円をもう超えているんですけれども、33年度以降というのは本当に横並びの推計できているということなんですけれども、これは単年度で簡単に割ってみると50億円ぐらいの事業なんです。で、前回一般質問で千葉副議長が質問したように、本当に適正な平取町のこの人口、あるべき理想的な財政とはどれぐらいかというようなことが色々あがってはいたんですけれども、これ34年から37年はみているからいいんだということになるのか、50億円ということになるとかなり事業がなくなったとは言いながらも、やはりぎゅっと締めたような予算になる。そうしなければ、基金残高だとかそういったことも含めて影響してくるのかなと思うんですけども、この辺はもうざっくりしたこれぐらいの予算規模だろうという、事業費が、投資の事業が少なくなるからという、こういう数字の出し方なのか、その出し方の根拠的なものが若干あればお聞かせいただければと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづく  
り課長

これについては当初というか、この第6次総合計画をつくった時に10年のある程度の事業をつくってございます。それで、その年度を入れている数字でございまして、それで計画している事業を積み上げて出しているということなんですけれども、それはまだ精査しておりませんので、今から3年前につくった数字がそのまま残っているというかたちになっておりますので、前倒しでやっている事業だとか今後新たになってくる事業がまた増えてくる可能性はありますけれども、当初つくった10か年の事業の積み上げということで押さえている数字でございまして。

議長

ほかございますか。それでは、先に進みます。次49ページ、ございませんか。なければ50ページ。後期高齢者医療関係です。なければ次に51ページ、介護保険事業会計について。質疑ございませんか。高山議員。

9番  
高山議員

介護保険事業計画の中で、今回の7期についてはそれぞれ介護保険料等については整理されているところですが、これ8期に移る33年度には少し3年ごとに改定の第1号被保険者保険料が少し増やしているような格好になりますけれども、これはあれでしょうか、少し変えなければやっていけないという、今の段階の見込みなのか、そうではなくて単純に増加するであろうということの考え方なのか、今の中での会計見るとまあまあ順調にやってきているようなかたちには見えますけれども、その辺の整理は予想はどうなっているのかちょっと教えてください。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

介護保険料については、今期第7期で従来の3500円から4800円に保険料を上げたところでございます。これについては状況的には管内では、類似に続いて安いという保険料になるわけですが、全国的にこの保険料というのは相当上がってしまして、介護サービスの増加に伴う給付費の大幅な増ということもあって、それで国のほうでは介護予防の事業に力を入れるということになっているんですが、対象人数の増加に伴って、また介護サービスの多様化、ニーズに対応するためのさまざまな制度の追加もあって保険料は上げざるを得ないという状況にあります。ちなみに第8期、次の平成33年からの第8期については今の想定では保険料5800円というような財政推計のなかで想定しております。ただこれについても、将来的には、今何の情報もありませんけれども、後期高齢者と同じように将来的には広域化されるという可能性も十分ありますので、それ以降については実は9期の予定は6300円というふうに推定はしているんですけども、一応国の政策の変更、あるいは収支の決算状況によってはさらに変化があり得るということになると思います。以上です。

議長

よろしいですか。ほかになれば、次、簡易水道事業会計について。52ページに移ります。質疑ございませんか。ないようですので、次に53ページ、国民健康保険病院事業会計について。質疑ございませんか。質疑がないようですので、各会計財政計画の質疑を終了いたしましたと思います。続いて事業実施計画に移るわけですが、ここで休憩をいたします。再開は1時といたします。

(休憩 午前11時52分)

(再開 午後1時00分)

議長 再開します。事業実施計画の一般会計、1 ページ、2 ページにおける質疑はありませんか。なければ3 ページ、4 ページに移ります。10 番四戸議員。

10 番  
四戸議員 ナンバー10の学校グラウンド整備事業の中で、ナンバー10なんですけども学校グラウンドの整備について伺っていきたいと思います。紫雲古津小学校のグラウンド整備事業ですが、まず一つ目として、変更前より1千万円下げているがこの下げた内容について説明下さい。それともう一つはよく私も見てないのでわからないのですが、紫雲古津小学校校庭の周りに排水がどの程度あるのか、それとこの事業で暗渠工事外となっていますが、外とは、外の工事とは何を指しているのかその辺について伺ってみたいと思います。

議長 生涯学習課長。

生涯学習  
課長 お答えいたします。まず、2千万円から1千万円に減額したという理由ですが、グラウンドの最終的に表面処理、それからグラウンド状況を考えたなかで暗渠の数、それから砂利、表土の状況を少し減らしても大丈夫ということで、2千万円から1千万円に減らしたという状況でございます。それとグラウンドの排水ですが、これは田んぼ側、富川よりに沢からきている排水ですか、それがありますので一応そこに落とすような格好ということになるかと思っております。それと暗渠工事外ということですが、これにおきましてはその他排水と言うんですか、表面排水だとかそういうのを指しております。以上です。

議長 四戸議員。

10 番  
四戸議員 それともう一つ、当然学校のグラウンドは授業としても使うだろうし、クラブ、少年クラブですか、としても使われているのかなというふうに思っているんですけども、もう一つ聞きたいのは、前に平取中学校を学校訪問したとき、前の教育長にも話はしたんですけども、要するに、中学校になってくるとクラブ活動ということ、学校の授業となると思うんですけども、この紫雲古津の学校の整備は整備でいいんですけども、これが中学校のほうが33年になってしまっているんですけども、これ逆じゃないかなというふうに私は思っているんですよ。だから人数的に言っても当然中学校のが人数多いだろうし、学校教育の中でも授業の一環でクラブ活動ということもあるだろうし、その辺の考え方はどういう考え方で、後先になってしまっているのかその辺をちょっと聞きたいと思います。

議長 教育長。

教育長 お答えいたします。紫雲古津のグラウンドですけれども、以前から雨が降ると、

2日、3日もう使えないという状況と、あと紫雲古津小学校で取り組んでいる一輪車の授業の関係でグラウンドの転圧をした時に波打ったりだとか、そういう部分があって、非常に一輪車の授業をやるのにも支障をきたすという部分もあって、それが以前からきていたということで、前から地域からの要望、学校からの要望はあったんですけども、財政的な部分だとか他の事業の関係で今回、31年に載せたというかたちになっています。平取中学校のグラウンド整備のほうにつきましては、どこのグラウンドも排水ですとかそういう部分については非常に不具合があるんですけども、その部分については順番にやっていくということもありまして、それを判断して教育委員会で紫雲古津のほうを先にやるというかたちで取り組んだようになっています。

議長 ほかございますか。中川議員。

7番 中川議員 7番中川です。3ページが一番上の部分ですけども二風谷小学校の大規模改修、今年から設計が入り、来年33年度に1億円ほど改修事業入っておりますけども、学校訪問毎年行っておりますけども、その中で、二風谷小学校いつも廊下のトップライトというんですか、あそこの部分については、毎年ここを何とかしてくださいと校長先生とかに言われてるんですけども、今回この大規模改修において、その部分においては改修というか、大きく何か修理するというか、改修して違うかたちにしてしまうのか、そういうところ、今の考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。まず、今この学校の改修ということですが、そのトップライトから雨漏りして、廊下自体が年数もあるんですが、老朽化などをしているという状況であります。これにおきましては、調査、今年31年調査をかけます。その段階でいろんな面から協議しながら、一番良い方法を考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

議長 中川議員。

7番 中川議員 ぜひ、夏場は暑い、冬になるとぽたぽたと雨漏りというか雫が落ちるという状況なので、ぜひこの部分に関しては修繕お願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長 生涯学習課長。

生涯学習 お答えいたします。十分協議いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

課長

す。

議長

ほか、ございますか。3番櫻井議員。

3番  
櫻井議員

櫻井です。14-1の青少年国際交流事業についてなんですが、これ以前に委員会か何かで説明受けたと思うんですが、約2名ずつの確か交流だと伺ったはずなんですけど、なんていうのかな、優先順位と言うのかな、国際交流だとか文化交流というのがこの目的だというのは聞いていて、確かアイヌ語教室のほうの人の働きかけによってこの事業がこういうかたちになったと伺ったことがあるんですけど、これ優先順位と言いますか、子どもたちが、アイヌの方の子どもたちが優先されるという事業なのか、いやそうじゃなくて希望者がいればどうにかたちでも、なんていうのかな、これに参加できるんですよというかたちなのかその辺伺いたいんですが。

議長

教育長。

教育長

お答えいたします。スタートについてはニュージーランド、マオイの子どもたちが平取町、二風谷を訪問した時に、ぜひアイヌ語教室に来てる子どもをニュージーランドで受け入れたいということで、平成29年に平取高校から2名行っております。30年、昨年ですけれども、マオイの子どもたち4人が平取町に来たということで、3か月間ホームステイしながら平取高校に通ったというかたちになっています。当初はそのようなかたちでマオイとアイヌの方ということで、交流は始まったんですけれども、平取高校の魅力化ということもありまして、できれば学生といいますか、アイヌの子どもたちだけじゃなくて、その他の子どもたちも行きたいという要望があれば、選考だとか、どういうことを勉強してきたいかだとか、そういうのを含めて検討しながら、事業は今後進めていきたいというふうに考えておりますし、平取高校の振興支援協議会という協議会がありますので、そちらでも話をしながら平取高校の魅力化ということも含めた国際交流をしていきたいというふうに考えております。

議長

櫻井議員。

3番  
櫻井議員

今の話ではその振興協議ですか、その中で決定を、子どもたちの誰を行かせるかというのはそこの中で決定するということの理解でよろしいですか。

議長

教育長。

教育長

事業自体の中身の決定を振興支援協議会の中でも話をしながら決めていって、実際に選考する部分については高校も含めたかたちで振興支援協議会の委員の



方も含めた中で決めていきたいというふうに今のところ考えているところです。

議長 ほかございますか。1番松澤議員。

1番  
松澤議員 3ページの13番、教員住宅解体事業についてですが、解体するにはこのようにお金もかかりますけれども、町側が使用するに耐えがたい住宅というふうに思っているけれども、その住宅でも借りたとかいう方もいらっしゃると思うんですけど、そういう方に、町民に貸すことを考えられないのかと思っておりまして。維持費とかかかりますので、そういうことを考えたくはないのかもしれないけれども、条件付きで、自分で修理をするということも含めて貸すということを考えていただきたいのと、それがあれでしたら払い下げることの考え方も視野に入れられないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習  
課長 お答えいたします。まず教員住宅ですが、もう年数も昭和30年後半から40年前半にできたような住宅で、今現在入っていない住宅などは、非常にもう入れるような状況ではないと。それを改修するということになれば本当に建てたほうが良いような金がかかるといなかで、順次老朽化している住宅は取り壊していくという考えでおります。どうしても貸していただきたいということであれば、本当にうちのほうで金はかける必要性がないということのなかで判断しながら、そこはやっていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 今の質問のなかで払い下げる考えはないのかという質問もありましたけれども。生涯学習課長。

生涯学習  
課長 払い下げの関係はそういうことはしないということで、考えていただければと思います。

議長 他ございますかこのページ。櫻井議員。

3番  
櫻井議員 17番の中央公民館の整備事業なんですけれども、今回のこの事業と全く関係ないんですが、教育長もよくわかっていると思うんですけど、公民館で葬儀を行う場合、受付のところが非常に寒いということがありまして、以前に伺ったかもしれないんですけど、今後どういう対策等を考えられているのかちょっと伺いたいと思います。

議長

教育長。

教育長

お答えいたします。公民館の暖房については電気暖房ということで部屋自体はある程度、個別暖房、補助暖房も入れたりして暖かいような状況になっているんですけども、廊下ですとかロビーですとか、その部分については電気暖房しか入ってないということでかなり寒い状況です。冬場の葬儀の受付等については大ホール前のロビーでやっているということもあって、移動式のストーブ、石油ストーブを置きながらやっておりますけれども、それを増大しながら、受付の部分については対応していきたいというふうに考えております。それでもということになった場合、個別暖房みたいなかたちで、灯油ヒーターみたいなものを常設するようなかたちも検討していきたいというふうに考えているところであります。あわせて照明も、あそこ暗くなっているものですから、受け付けする際にかなり照度が足りないという部分もありますので、それもあわせて検討していきたいというふうに考えております。

議長

ほか、松澤議員。

1 番

松澤議員

1 2 番の教員住宅整備事業なんですけど、このトイレの水洗化を図るということで、毎年1棟ずつという計画でやっていくんでしょうか。3 3 年は同じ予算で2棟になっているようなんですけど、毎年1棟ずつの計画でいくとしましたら、今まで水洗化どのぐらい進んでいるのかちょっとお聞きしたいんですけども。

議長

生涯学習課長。

生涯学習  
課長

お答えいたします。この改修ですが、本来であれば浄化槽だけということになれば一番よろしいんですけど、なかなか住宅事情としてそういうかたちはならない。まずその改修も含めたなかでやっていかなければならないというような状況であります。それで改修を含めて、改修と浄化槽を含めて、このような単価になっております。それと今まで戸数ということになりますが、平成1 2 年度から確かやっているはずなんで、今まで1 8 戸完了している状況であります。以上です。

議長

ほかございますか。なければ、5 ページ、6 ページに移ります。千葉議員。

1 1 番

千葉議員

1 1 番千葉です。ナンバーでいったら、2 0 - 2 ですか、体育施設 L E D 照明の整備ということで、当初変更前の金額から比べると5 倍ぐらいに一気に上がっている変更後の金額なんですけど、どういう内訳なのか、まず説明いただきたいなと思います。ちょっとわかってないものですから、お願いいたします。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

これにつきましては先ほどちょっと説明いたしましたけれども、平取町地球温暖化対策実行計画というものを平成30年度で策定いたしましたので、この中で町管理の施設で二酸化炭素排出抑制のためにLED照明に取り替えていくという計画を立てております。それで、LED照明に取り替えることによりまして、あわせて電気代の削減もかかわっていくということで、この事業につきましてはその計画に載っている施設につきまして、国から3分の2の補助金を得られるということもありまして、去年の計画では水銀灯をLEDに替えるということで計画をして580万円ほどの予算だったんですけども、今回そのLED化プラス、エネルギーマネジメントシステムという電気料を抑制するというか、そういうような措置を一緒に付けながらやっていかなければならないということで、そういうシステムも導入しながらLED化をするということで事業費がはね上がっているというか、ちょっと大きくなっておりますけれども、これについては試算でいくと5、6年で投資した経費が電気代が安くなった分等々で回収できるというような試算になっております。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

そのエネルギーマネジメントシステムというのは国のほうから3分の2と言いましたか、さっき補助がくる部分で。このシステムがなければそういった補助がこないという理解なんですか。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

そのとおりでございまして、ただLEDに取り替えるだけでは補助金がもらえないということで、こういうEMSだったかというものを付けなければ補助金の対象にならないということになっております。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

資料を貰ったとき、電気代等々、かなり安くあがるような監視システムみたいなものかなというふうに思っていたんですけども、実際、単純にLED化して球を取り替えたりなんかした場合は、当初予算の587万円ぐらいですか、ということで、これを付けることによって5倍強の2800万円ということで、電気代が先ほどの説明では4、5年ぐらいで改修がチャラになるのでないかというお話だったんですけども、そんなに4、5年ぐらいで回収になるんですか。この2800万円もかけてというかたちでしか、ちょっと捉えようがないんですけども、どうなんですかね、これどういうことなのか。僕なんか単純です

からLEDに取り替えたほうが初期経費もかかかないし、電気代もそれなりに抑えられるのかなというふうに単純に考えたものですから、どうもそのエネルギーマネジメントシステムの良さというんですか、これだけ費用増やしてやっていく意味合いがちょっと理解できていないんですけども。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 LEDばかりじゃなく他の電気代かかる部分についても、これによって制御するというかたちになりますので、ただLEDに替えただけで電気代が安くなるという部分の他に、他に使っている学校だとか施設だとかで使っている電気代についても、このシステムを導入することによって制御されるということになりますので、LEDに替えただけで電気代が安くなるという部分じゃないということになります。

議長 一応、3問までということとなっておりますので、教育長。

教育長 体育施設のLED照明なんですけれども、昨年載せていた部分については競技場の水銀灯の部分だけなんですよね。今回の部分については、体育館の全館の照明全てLED化すると、青少年会館の集会室だとかそういう部分も全部含めてLED化をしていくという部分が入ってきているのと、それで費用もかなり多くなっていると。前は体育館の競技場の照明ですから、競技場に十何灯付いている部分のLEDの部分と、機械とかその部分を取り替えるという部分でこの金額だったんですけども、他の廊下ですとか、集会室ですとか、事務室ですとか、それも全て取り替えていくということで、金額的には照明の部分だけでもかなり高くなりますし、まちづくり課長が言ったとおり、システムを制御するものも一緒に入れていくということになっているものですから、このような金額になっているというふうに、まちづくりから聞いております。

議長 10番四戸議員。

10番四戸議員 10番四戸です。今の千葉議員の質問した20-2の、ちょっと中身違うんですけども、施設のLEDについてですけど、内容について体育館ということで町民体育館、これ見たら振内青少年会館となっておりますね。抜けているのかどうか確認したいんですけども、30年度までは貫気別地区の体育館も入っていたんですが、この中に貫気別はただ抜けているだけなのか、それとも入れていないのか、その辺ちょっと確認したいと思いますけど。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 これについては計画から漏れてしまっているというところがちょっとありまして、来年度の総合計画の中で盛り込んでいきたいというふうに考えております。当初3か所という予定だったんですけども、予算のやりくりをしてるうちに抜けてしまったということがありまして、これについては来年度以降の事業の中で入れていきたいと考えております。

議長 四戸議員。

10番 四戸議員 それはおかしい話じゃないかなと思うんですよね。結局、当然これまちづくり課の落ち度か何かで抜けていて来年度に回します、話にならないと思うんですよ、それでは。やはり補正かけてでも一緒に、そういう体育施設だからやるべきではないかと思えますけどもいかがでしょうか。

議長 教育長。

教育長 競技場の照明の改修の部分でも、31年度で町民体育館と振内青少年会館ということで、貫気別についてはそのあと直していこうという話をしていたところなんですよね。今回この補助を使いながらやっていくということで、順番的に利用の頻度ですとかそういう部分も考えて、一遍にやるとかなりの財源になってくるということで、それを分けてやるということもあって、うちは最初に町民体育館と振内青少年会館というかたちで、それで32年度については町民センターという考えでいますので、町民センターはいいんだということで出したわけではないということを理解していただければというふうに思います。

議長 四戸議員。

10番 四戸議員 抜けた理由だとかそういうのは今聞いてそういうことだったのかもしれないけども、そういうことだって貫気別の住民はこういうことで理解できると思えますか。やっぱりその抜けたのが行政の責任でないのかなというふうに思うので、補正かけてでもやるべきかなというふうに私は思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長 副町長。

副町長 お答え申し上げます。計画としては全体育施設やるというような方向性は持っておりますして、事務手続等も含めて総合計画に記載できなかったというところもございまして、これから予算編成の時期というのもございまして、ただの補助金の充当とかの可能性も確認しながら、もし充当の可能性があれば、当初予算の計上とか、ある場合は補正とか、そういうことも考えながら整備を進めて参りたいと思っています。

議長

ほか、井澤議員。

5 番  
井澤議員

同じことに関してですけど、5 番井澤です。地区での説明会、貫気別地区での説明会に私も出席しておりまして、そのような、3 2 年度にはやりますからという説明を受けましたので、この議会に提示されていたものには入ってくるものだと思っていたんですけども、今年予算についてはもう3月の議会ということなるとは思いますけど、私は貫気別ではそういう説明をまちづくり課からいただいていたので、来年度、3 2 年度のところで貫気別が入ってくるということで、この予定に入れてくださればよろしいというふうに貫気別地区の住民感情を代表すればそう思うんですけど、それを入れて、ですから来年度金額がちょっとここに足してくれば変わってくるかもしれないけども、もうすでに編成が進んでいる新年度予算のところで、私は特段やらなくても来年度で構わないので、3 2 年度のところでこの貫気別支所体育館とかいうことの説明があったから、その項目入れて金額も入れてもらって、トータルのところは加減してやっていただければいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長

副町長。

副町長

計画上、これ審議会を経て答申した計画を今日行政報告ということで報告させていただいていますので、計画の修正というよりは実質的な予算の計上の中で、いろいろ検討させてもらえればというふうに思っています、先ほど言いますけれども、補助金の状況で早急にできるというような状況になればその辺も検討しますし、そうでなくて来年度のそういう補助金の可能性も検討しながら、進めさせていただきたいと思います。いずれにしても方向性としてはやるという方向でいきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

議長

ほかございませんか。櫻井議員。

3 番  
櫻井議員

2 1 番の町民総合グラウンド夜間照明施設整備事業についてなんですけど、これ以前町長には質問したことあるんですが、確か前回の計画では3 3 年度の事業になっていたはずなんですよね。それでこれ今見ると、後期5か年の事業にはなっているんですけど、今当初というか私がこれ質問した時に、将来にわたって考えたときに野球人口といいますか、野球やる人もどんどん少なくなるし、必要ないんじゃないかということ提案したんですけど、やはり思ったとおりの今状況でありまして、ほとんどチームができないような状況になっているなかで、例え後期5か年の計画とはいえ、いずれはやるのかという話になってしまうので、先ほどの高山議員も言っていたように3 4 年度以降の財政の事情から見ると5 0 億円ということのなかで、この1億も使ったようなこの事業を後期にわたってやるというのは、どうも解せないというか理解できないので、こ

の事業自体も本当に見直すか、もう本当にこの計画の中から抹消していただきたいという考えがございまして、その辺についてひとつ伺いたいんですがいかがでしょうか。

議長 町長。

町長 夜間照明についてはやはりこれは賛否両論ありますし、慎重を期する必要があるというふうに思っておりますけれども、これは、野球は人数が少なくなっているからとかということではなくて、やっぱり小さな町のスポーツを楽しみにしている純粋な若者が多くおりますし、そういう熱い思いというのもございます。今後、町民の健康づくり、あるいは野球ばかりではなくて、人づくりあるいは町の発展の先行投資というような考え方もございますけれども、このことの賛否については総合計画ローリングの中で十分審議会とも協議しながら、今ここで直ちに、ではやめますか、ということではなくて、十分町民の思いも考えながら慎重に検討して参りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長 ほかございませんか。ないようですので、7ページ、8ページに移ります。松澤議員。

1番 松澤議員 35-1の環境保全センター事業について伺います。用地買収ということも書いてありますので、土地とかもう決まっているのかなと思うんですけども、具体的な計画の内容、役割などを、もし建てる場所が決まっているのであれば、場所なども詳しく教えていただきたいんですが。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 建てる場所については今検討中でございまして、今、二風谷地区でこの施設を建てる時に空いている町有地がない状況なものですから、どうしても民地を求めなければならないということで、用地買収ということで事業費を計上させていただいておりますけれども、まだ建てる場所については具体的にここというところは決定はしておりません。

議長 松澤議員。

1番 松澤議員 具体的なこのことについての、具体的な計画の内容とか役割とか教えていただきたいんですが。

議長 まちづくり課長。

まちづく  
り課長

役割につきましては先ほどもご説明いたしましたけれども、沙流川総合開発事業の一環で、現在アイヌ文化だとか自然環境への影響に関する調査ということで、うちのほうで、今アイヌ施策推進課の対策室というところがいろいろな調査を実施しているわけでございますけれども、それを今後も継続しながら、モニタリングというんですか、そういうものしながら、これからの環境変化の調査をしながら、あわせて今までの調査結果だとかこれからの成果だとかを展示したり紹介したりするところ、またこれからの整備したところに来られる方に交流していただくような場所ということで、整備を考えているところでございます。

議長

ほかございますか。松原議員。

2番  
松原議員

2番松原です。38-1、匠道の整備事業がこれ終了されているんですけども、今現在、生活館のあそこの匠の作業場をつくった時に駐車場を整備するということを説明されて。今現在、駐車場や何かの整備や何か、終わっていないんですけども、これまた別に駐車場の整備だとか何とか考えているのかと。それと生活館の横の公営住宅が古くなってそこも改修しながら駐車場にしたいという説明を受けたりしていたんですけども、二風谷生活館の横の公営住宅や何かは空いていても入居者を受け入れたりしているのと、また旧作業場の場所の駐車場の整備をきちんとするというようになっていたんですけども、まだ全然されていないんですけども、いつ計画しているのかお伺いします。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施  
策推進課  
長

まずこの匠の道の整備事業ということで、平成30年度で終了となっているのは、今新しくできたウレシパの向かい側にある町有地ということで、もうほぼ整備は終わって、保育所の先生方が車を置いているというその整備ということで、駐車場を整備したということです。共同作業場、新しい建物を建てる時に、これまで生活館の第2駐車場ということで利用していたところがなくなるということで、代替えで旧作業場のところに駐車場をつくりましたけども、それとあわせて、これでは少ないということもありまして、公営住宅の老朽化ということも含めてそこのところを検討しますというか、そこを将来的には解体をして、そこに駐車場をつくるということで進めていました。まだこの段階では総合計画上では出ていませんけども、その方向性は変わってない。また今、旧作業場のところも砂利で駐車場をつくりましたけども、これもまた自治会のほうからも要望がありまして舗装にしてということもありますので、その辺また早急に検討していきたいということで、もともとあの駐車場も砂利にはなっていますけども、舗装をできるような路盤をつくっていますので、その辺も含めて、できるだけ早急に対応していきたいと思っています。



議長

ほかございますか。井澤議員。

5 番  
井澤議員

5 番井澤です。3 6 番の二風谷地区再整備事業の中の平成 3 1 年度のところで、案内サイン等とありますけど、カフェ備品購入費というのがありますが、この分、予定している金額がどのような品目で幾らなのかということと、カフェについて外部委託するということで進んでいて、もう委託をかけているようにも思いますが、そこに委託料が発生するのか、自由に営業していただいて委託料が発生しないのか、その辺について教えてください。

議長

まちづくり課長。

まちづく  
り課長

備品につきましては、今想定しているのは冷蔵庫だとか、テーブル、いす等を想定しております。それからカフェの委託については、今来年度からオープンするわけでございますけれども、現在利用者の募集をしている段階でございます。委託ではなくて使用をしていただくということで、今の想定では使用料をいただきながらカフェを運営していただく。ただそのかわり、あそこにかかる光熱水費だとかの維持経費については、町で負担をするというようなかたちで考えておまして、それでとりあえず町の方針としては、4 月から 1 0 月いっぱいまではあそこでカフェを運営してくださいと。あと 1 1 月から 3 月までについてはその運営をする方の希望によって、そこでカフェを開いても構わないですし、休むというかたちでも仕方ないのかなというふうには考えておまして、ただ冬季間どうしてもお客さんが少ないということもありますので、その辺については、今募集してしましてその最終的に決まったところと、最終的な運営の期間だとか時間だとかについては、協議をしてやっていこうというふうに考えております。

議長

備品購入の金額的なことはどうですか。まちづくり課長。

まちづく  
り課長

今のところは 5、6 0 万円程度かなというふうに考えております。

議長

ほかございますか。高山議員。

9 番  
高山議員

高山です。番号で言えば、そのページの 4 2 番目の地域文化資源等ネットワーク形成事業なんですけれども、中身がどうのこうのということではないんですけれども、ここだけでなくて総合計画のこの事業の実施計画書の作り方なんですけれども、実は道路のほうでも 2 8 年で事業終わっているものを敢えてここに残しておかなければならない理由というのは何か。今回はここだけでよろしいんですけれども。ただ 2 8 年の事業とか 2 9 年の事業も道路の事業で非常

にたくさん載っているんですけども、この今42番に限定して言えば、28年の事業が、この事業がこのまま残っておかなければならない理由というのは何なのか、ちょっとその辺回答していただければと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり  
課長

計画書の作り方ということですけども、一昨年、総合計画を作った時に、そういうなくなった事業だとかを前は消していたんですけども、そして番号もちょっと変わっていったというところがあって、審議委員さんのほうから、やった事業となくなった事業だとか、新しくできた事業の番号が変わったりして、前の年と比較ができないという指摘を受けまして、それで終わっている事業もあえてここに載せているということでございます。前年度の比較ができるようにということでございますけども、ただ今高山議員言われたとおり、もう終わってこれからやる予定がない事業をここに載せていくのがいいのかどうかという部分もありますので、それについては来年、この計画書をつくるときにまた改めて検討していきたいなというふうに考えております。

議長

高山議員。

9番  
高山議員

要望としては、前年度比較ということであれば、少なくとも29年でも前に遡りすぎかなというぐらいですから、31年の計画をやっているときに30年の比較とできるのであれば、ここに書いてあるように30年度で事業が終わったというような書き方がいいのかなと思うんで、できればそういうようなかたちのなかで、もう28年度とか29年度の事業等については、これから残しておかなければならない理由がないし、過去と比較することも必要のない年度であれば、もうちょっとすっきりした見方ができるということになるので、その辺の整理もお願いできればというふうに思っています。敢えて付け加えて言うのであれば、7年も事業をあげてずっと先送りしているものについては、1回落とすだとかそういうことも含めて、まちづくり課のほうにはそういったことも検討していただければありがたいかなと思います。

議長

要望ということでよろしいですか。ほかございますか。なければ、9ページ、10ページに移ります。四戸議員。

10番  
四戸議員

10番四戸です。ナンバー47の開拓財産整備事業についてでございますが、この事業については平成30年で一応終了とございますが、このことについてお聞きしたいと思います。振内高校の跡地にあった財産を現在は旧荷負の小学校へ移動されましたが、まず一つとして、その後、町民または町外の人へどのようなかたちでPRされているのかお聞きしたいと思います。また、移動して

からどのぐらいの人がこの財産を見に来られているのか。さらにはこれから、終了となっておりますけれども、これから先の管理について、この管理はどのように考えているのか、この点について伺いたいと思います。

議長

文化財課長。

文化財課長

今の四戸議員の質問です。まず一つPRについての前に、これまで何度かご説明させていただきましたが、まず開拓財産そのものを振内から旧荷負小学校の2階に移転というのは、平成29年度にまず移らせていただいています。その際に荷負小学校の2階の教室を片付けながら、新たにそういうものを入れるということで棚をつけるというところまでが、29年度の私どもの事業としてやらせていただきました。30年度で終了と書いていますのは、この平成30年度に展示業者に委託して搬入した開拓資料を一般の方に見せられるように展示品を整理し、あるいはプレートを付けたり写真を掲示したりということを今現在していきまして、それ自体が平成30年度で完了するので、31年度からは、一般の方に見せられるようにということで今事業を進めております。まず一つPRですけれども、先般、今まで歴史館だよりというふうに書いていましたものを、この1月25日発行分からはシシリムカ文化財だよりということで、教育委員会の文化財課で発行しています広報紙、この間も、まちだよりと一緒に発送したと思いますが、それを全戸配布、あるいは町外の関係機関等にもお配りしていますので、そちらのほうに荷負小学校でこの4月から開拓資料を公開しますよということは周知しているところです。あるいは正式に4月以降、見せられるようになりましたら、町の博物館ホームページ等もありますので、そういうのでPRは図っていきたいと思っています。どのような人にかということに関しましては、そのあとの管理の問題にもかかわるんですが、今現状荷負小学校の2階だけを開拓資料が展示しているということになっていきますので、施設自体の鍵の施錠の問題、管理の問題等については役場の関係課とも協議中ですが、今現在、私どもとしては2階の開拓財産を見せるだけということになりますと、職員の常駐できないことがありますので、4月以降は、基本的には博物館のほうで予約を受けた方のみを旧マンロー邸と同じように、解説が必要であれば職員がそこに立ち会って解説をしますけれども、そうでない場合においては賃金等で施設の管理だけお願いするというふうには現在考えて、新年度予算には査定をしていただいている状態です。ですから、一つ問題になるのは4月以降、どのような管理体制になるかということがちょっと課題が残っていますので、今現在は開拓資料を再利用したい、あるいは展示したい、あるいは借りたいという方がいれば、そういう方にはお応えできますけれども、一般の方が自由に往来して見に来るということまではなかなか今まだできてないという課題が残っております。以上です。

議長

四戸議員。

10番  
四戸議員

今課長の説明の中で、これから先の管理にちょっと問題が出るのかなというふうにお聞きしました。それでやっぱりどこかに委託するのか、その辺の管理状況について、当然これもお金かかることかなと思うんですけども、やはり財産をたくさんの人に見て貰うというのも、これ平取町の歴史ですから、大事なことかなというふうに思っておりますので、その辺どのぐらいのお金かかるのかわかりませんが十分話し合ってやっていただけるようお願いしたいんですがその辺どうでしょうかね。

議長

副町長。

副町長

いわゆる開拓財産の管理というところでして、場所は旧荷負小学校を使うということで進めておまして、開拓財産の整理についてはある程度の方向性を持ったということでございます。主に2階を使ってそういう展示をするということでございます、まず1階の活用ですとか、100周年で記念誌をつくったときのさまざま歴史的な文献なりそういうものもございまして、当面それを補完するというようなことにさせていただきたいなと思っております、それらをやはり展示という方向で、町内外の方に見てもらうことも非常に重要なところでして、当面、新年度の予算としては先ほど文化財課長が申したとおり最小限の管理というようなことになろうと思っておりますけども、その辺含めて開拓財産の整理とその他の活用について、新年度、さらに活用を検討しまして、予算等もつけながら、本当に見ていただくというようなことを工夫しながら、ぜひ検討させていただければと思っておりますのでよろしくお願ひします。

議長

ほかございますか、井澤議員。

5番  
井澤議員

5番井澤です。44-1の新規でアイヌ語アーカイブ作成支援事業ということですけども、これは今31、32、33と3年度まで書かれていますが、新規ですので、今後34年度以降についても、これは国、道という300万円の予算計上になってはいますが、国の予算なのか道の予算なのかも含めて、今後この金額が長いこと、この博物館資料のアーカイブ作成に予算としてつくのかどうかということと、それから金額は実績が上がっていけば増やすことができるのかということ、もう一つ資料ということでもありますけれども、貴重なアイヌ関係のアイヌ語に関するものの図書なんかについての外国語翻訳とか、逆に外国語に、英語に翻訳するとか、そんなことも含めて可能性があるのかどうかについてお知らせください。

議長

文化財課長。

文化財課  
長

井澤議員の質問にお答えします。まずまちづくり課長が先ほど説明しましたとおり、まずこの事業が平成28年から、アーカイブ事業が28年、29年と補正でしたものが、30年度から当初から予算が付けられたという経緯があります。28年度からやった事業というのは、その前まで博物館で持っていたオープンリールテープとかの記録類を文化庁でデジタル化してくれたものがもうすでにあるんですね。そのデジタル化したものを28年度から今度は翻訳するという作業をアーカイブ事業として今現在やっています。それが3年目なんですけども、すでにデジタル化された音源をアイヌ語を研究している方々の協力を得ながら、翻訳して日本語とかに書き換えている作業がこの事業になります。私どもの仕事としては書き換えるだけが仕事ではなくて、当然翻訳するとき記録を残してくれた方々の音源が入っているわけなんですけども、すでに亡くなった方々もいるんですが、遺族の了解を得ないと公開できないという著作権とか、いろんな問題があるものですから、了解のとれたものについてはもう既に博物館のホームページ等で音源は公開しています。それらを今、文化庁から100%の補助事業を受けてやっているものですが、当面は30、31-33ぐらいまでは私どもの館で持っている資料がまだあるので、100%の300万円の補助事業が続いてもできるでしょうということなんです。ただ、文化庁側は決して平取町だけでなく他の館、施設あるいは自治体にも委託を出していますので、確実にそれ以降続くという保証はありませんが、今現在は私どもの町と白老町がほぼ同額ぐらいのお金の委託を受けてこういう作業していますが、翻訳する方がそんなに多くは、全道、全国にいらっしゃいませんので、大体このくらいの金額で3年、4年はまず続いていくだろうということで載せてあります。それから図書資料とか英語資料とか、そういうのは今現在は対象ではないということですね。うちのほうでデジタル化したものだけを対象としてやっております。以上です。

議長

ほかございますか。なければ、11ページ、12ページ。千葉議員。

11番  
千葉議員

11番千葉です。11ページのナンバーでいきましたら、53番、54-1、54-2、いわゆる平取福祉会の関係でございます。先程来から櫻井議員も予算の関係で限りなく辛抱しなくてはいけないとか、辛抱しなければいけないのではないかという意見があったと思うんですけど、私もちょっとこの福祉会の3立ての事業、同時進行で行くのは本当に今の平取町の財政からいったら、無理のない範囲での事業計画なのかなというふうになんて疑問に思うというか投げかけております。一つはかつら園の大規模改修、一つはすずらん福祉園も改修事業と書いていますけども、これも結構な大規模改修に近いようなかたちの改修をしなくてはいけない。それになおかつグループホームの整備事業が入ってくるということになった。このグループホームの場合は多分既存の建物を利用して改修ではなくて、これ新築ですよ。新築だと思うんですけども、そう

いったものも同時進行で進めていかななくてはいけない。一つは平取福祉会にどのぐらいの余裕をもった財源、お金があるのかなということ、詳しくは、私はさわりの部分しかわからないので詳しく中身はわかりません。それと、やはり少なからずともこの事業三つ進めていくということになると、起債も財源として確保して起こさなくてはいけない。それから一般財源も支出がある。これどうなんでしょうね、全くそういった、私今言ってるような疑問というか、例えばですよ、グループホームなんか今、私の自宅の近くにも旧役場の古い建物を使って何とかかんとかやっているんですけども、これはやっぱり同時進行三つ進めていくということは、結構財源として、町の財政状況からいったら大変でないのかなという気は、素朴な疑問なんですけども、やっぱり年度をずらしていくとか、あるいは事業の中身をもう少し再度検討してコストを落とせるものはないのかとか、そんなことちょっと考えてしまうんですね。この三つとも同時に進めていくことに対しては、結構財政的に平取町の今の台所事情を考えたら大変じゃないのかなという気がするんですけども、グループホームも確かに快適な生活、自立した快適な生活を送らすためには必要な施設ですし、今の使っているところも古くて大変だなというのも承知しております。ただ私は最優先させさせなくちゃこの三つの事業のうちどれかなと思ったら、かつら園と少なくともすずらん福祉園の改修、高齢化とか車いすのこともありますから、将来的に。この二つの事業はやっぱりどんなかたちでもちょっと進めていかななくてはいけないのかという気がするんですけども。それになおかつ、グループホームを新築して新たにつくるということの事業に対して、どうなんでしょう、無理がないのかな。財源的に大変じゃないのかな、この一般財源の先ほどから私も一般質問出したように、適正規模は50億円から52、3億円かなと思っている議員の1人ですから、そんな中でこれを進めていくことに対して私みたいな意見とか異論というか、疑問に思っている方いなかったですか、審議会の中でもなかったんでしょうか、ちょっとまずそこからお尋ねしておきます。

議長

保健福祉課長。

保健福祉課長

お答えいたします。まずこの改修事業については平成30年度から、新たにうちでは31年度という見込みのなかで、新たに補助事業ができたという経緯があります。75%補助ということで、この事業に乗って、これまでできそうでできなかった古いそれぞれの施設の改修というのをぜひやりたいという話が福祉会からもあって、うちのほうでもそういう補助ができたということで。今まではなかったんですよ。それで現在補助の採択に向けて要望を上げております。ただ現状でいくと厳しい状況であるというのは、内々に道から来ております。このかつら園とすずらんの改修についてはあくまでも補助があった場合という前提のもとに載せてありますので、これは今の状況からいくと1年後になるか2年後なるかというような、担当者レベルのなかで道のほうから内々に話がき

ております。そういうことで、これから状況をみながら後年度にずらしていくか、もし採択になれば31年でできるか、あくまでも中にありますとおり補助が75%、残りの財源の3分の1を町で負担というふうにしておりますので、ある程度、法人の自助努力をもらいながらそれぞれの経費を詰めて運営上努力をしていただきながら、補助の残りの3分の1だけ、町で負担するというような考えでおります。それで次にグループホームになりますけども、現在振内の古い建物のなかでそれぞれ生活しているんですが、まずこれの改修をしようということで、この部分が32年度にそれぞれの移転工事、はばたきというところなんですけども、そういうところの整備というのを考えております。そのあとに32年度にできれば本町地区、振内から本町に通っている園生の方が4人ぐらいいるようです。こういう人方の生活の場所を本町に設けまして、それでなおかつ今現在就労しているのはかつら園とせずか、それからいくと今後の障がい者雇用も含めてそういう施設があれば、他の事業所にもそこから勤務できるだろうということで、こちらのほうは本町地区の建設と考えております。いずれにしても各事業については、補助金がなければこれは現実なかなかできるものではないと思います。うちのほうでもその補助金をもらえるように最大限の努力をしながら一般財源としても重複しない、今後その年度計画も含めてそういう状況のなかで総合的に考えていきたいというふうに考えております。以上です。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

当然、補助金の申請の関係、これはもうどんな事業でもつきまとして、町の担当の職員の人たちも一生懸命探しながら合致するものからというのが、私も16年間議員をやっていて、そういうものかなというふうに思ってきた時期もあったんですけど、ただ先ほどもちょっと出ていた総合グラウンド、野球場の関係なんかも、これを逃したらもう無理だよという部分でやっぱりどうしても賛成のほうに手を挙げてしまうんですよね、事業の確定。ただ、70%にしろ80%にしろ補助を受けられる、でもあとの20%なり30%はやっぱり一般財源なり起債を起こしたりとかたちのなかで、やりくりをしながらということなんでしょうけど、それも事業が何項目も増えてくると、例えば1事業1千万円かかる、一般財源から1千万円出すよというのは10事業やれば1億円ですから。ですから一般会計の予算を組んでいく時には、そういうものが積み上がってくるということになると、やっぱり慎重にいかざるを得ないのかなというのが私の意見なんです。確かに、財源の源となる部分で町でなにか単独でやるなんていうのは、もうそういう時代というか、そういうお金はどこも持っている自治体なんてないですから、どうしても国頼み、道のほうからも若干お金をもらって抱き合わせで、いわゆる町単独の持ち出しという部分というのは避けていきたいのはこれは当たり前の話なんですけれども、でもやはり残った

分は先ほどから言っているとおり、一般財源から出すなり改めて借金をするなりというかたちをとらざるを得ないというものが、慎重に考えて貰いたいなどということがありますので、福祉会として先ほどのお話戻りますけど、どのぐらい使えるお金があってそれがどういうふうに生かされるのかという部分は、詳細、私もわかりません。わかりませんが十二分に、仮に補助を受けられる、さあスタートしようというかたちになっても、その辺のからくりというか内訳はやっぱり透明化してぜひ一つ一つの事業項目に対して、福祉会とは連携をとっていくと思うんですけども、議会のほうにもぜひ示して行って貰いたいなどというふうに思っていますけどもその辺について考えを伺います。

議長

保健福祉課長、今の質問の中で数字の見方といいますか、十分理解されていないのかなという部分があるかなと思うので、この変更後というのが二つ欄にありますよね。その説明をちょっとやっていただきたいなと思います。保健福祉課長。

保健福祉  
課長

それではこの表の見方からということで議長から話ありまして、上のほうが変更前で下が変更後ということ、基本的には全ての内容がそうなのですが、上が変更前、下が変更後ということの数字で載せてあります。その中で、例えばかつら園の大規模改修事業であれば、31年度、(5303万8千円)という金額が載ってあります。これが総事業費です。この総事業費のうち、ほぼ4分の3、国と道の補助金が3700万円、これは右にあります。この残りの財源がその他ということで1069万2千円と、一般財源534万6千円、このあわせた3分の1が下のほうの変更後の事業費、町の負担分が534万6千円という、町の負担分をあくまでも534万6千円ということですのでこのうち過疎債で530万円、一般財源から出す分が4万6千円というこういうような金額になりますので、それからいくと補助を除いた分の3分の1、一般財源としては貴重なお金ではあるんですが、総事業費から見ると町の負担は極めて少ない金額だということになっております。いかがでしょうか。同じような考えで下のすざらんもそうなんです。それぞれうちのほうも町内にはなくてはならない施設ということで、ある程度の支援というのは当然必要だというふうに思っております。その中で先ほども言ったとおり、75%という非常に高額な補助が国のほうから示されたということで、この機会を逃すとなかなか今後も大規模改修にかかる費用の捻出は当然厳しくなると思われますので、うちのほうもこういうようなことで道を通じて国のほうに要望しながら採択に向けて全力でいろいろな関係者からの協力も得て、何とかこれは通したいということで努力しております。一応そういうようなことで事業の内容についても、平取福祉会の理事の方と前段まず1回目いろんなことを、概略を前に話したんですけど、そのあと施設長会議の中でこの事業の今後の方向性、またここにある小規模多機能とか生活支援ハウスの将来的な展望も含めて、施設長会議、理事長とこういう話は



再三協議しながら進めているということにしておりますので、今後先ほどまちづくり課長が言ったとおり、例えば生活支援ハウスについても先送りしながら、今後の建設場所、また運営形態として当然福祉会のところで専門職員の採用ということもありますので、そういうことで検討期間を設けながら協議しているという状況であります。以上です。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

3回ということで私のほうからこれが最後になるかなと思うんですけど、私自身もちょっと数字の中身の部分と照らし合わせて、実際町のいわゆる持ち出しの部分というのがあるんですけども、来月、福祉会のほうから議会のほうと懇談会の申し出がありますので、その中でもしっかりと伺っておくことは伺っておきたいなというふうには思っています。ただ先ほどから何回も言っているとおり、やっぱり一つの事業をやるのも、いくら一般財源の持ち出しが少なからうとも、やっぱり事業を二つ三つ抱き合わせで進めていくということに対しては、やっぱり透明性とそれから慎重性というんですか、それが必要だなと思っていますので、財源の勉強も含めながら福祉会との話し合いでしっかりと伺っておきたいなということを申し添えておきます。答弁はよろしいです。

議長

6番藤澤議員。

6番  
藤澤議員

6番藤澤です。ただいまの延長になるかと思われませんが、私も元福祉会のはしくれに座っていた者として申し上げますが、確かに当時、近い将来、ただいまのような補助制度なりが来るであろうと、貰えるであろうという想定で、ほとんどのものを図解を記してお届けをしていたところであります。しかし、ただいまの説明によりますと、上と下の金額云々で非常にわかりやすい説明を受けました。これも、私は当初想定した内容であり届けている中身であります。しかしながら、特にすずらん福祉園においてはすでにもう70、75という高齢の方が当然のことながら毎年増えて生活をしておられる。そこに私が当時示した図面の中には、高齢者棟なるものを、30人、40人規模の高齢者棟がすずらん福祉園内に必要ではないのかと。これにはやはり、億単位、億どころか2億3億4億円の話であります。それにはすずらん福祉園の大改修とともに、高齢者棟なるものを複合的に計画をすれば、先ほど言った比率の補助金が出るという想定で作業を進めておりましたが、この私の言う高齢者棟なるものはどこにも載ってないと思われませんが、現在どのような考えでおられるか伺います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉

前から、その高齢者棟の話は前理事長からも話を聞いて、うちのほうでも施設

課長

ともいろいろ相談しながら、当然高齢者がもうかなりいるということで、その整備という話もそちらのほうからも聞いております。ただ高齢者棟という補助メニューはないという状況にありますので、これで一般的に高齢者棟というのをつくるのであれば、老人ホームのほうに移りなさい、ということにも当然なりかねないというのもあるんですけど、ただそればかりではなくて、改修の中に特殊浴槽の設置とか、いろいろ内容的に高齢者も対応できるような施設整備の中に含んでおりますので、そちらのほうで万全な体制ではないということになるかもしれませんが、そういうのも含めて、改修のほうをやっていきたいと法人のほうも考えておりますし、うちのほうもそのようなかたちで補助申請の中でいろいろ要望していききたいと思っております。以上です。

議長

藤澤議員。

6番  
藤澤議員

6番藤澤です。わかりました。私どものときは先ほどと重複しますが、すずらん福祉園の大改修時にどうやら受けられる可能性があるという話でございましたが、それはそれで現状がそういうことであればやむを得ない、それはわかりました。ただこの全ての説明の中に、例えば住宅に類する部分であれば、窓にはカーテンが付くであろうと。この辺までは工事費の中に入ってくるのかなと。しかしながらそれに類した家財道具、什器備品類については、恐らく自前のものが多いんだろうと。そういうことを考えますと3分の1なるものはこの数字の計算どおりにはいかないと思うんですが、そういういわゆる世に言うめくら経費的なものは考慮に入れての話なんではないでしょうか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

お答えいたします。この事業のこれは予算ということになりますので当然実際に事業を執行する場合には入札減というのも当然考えられると思います。基本は施設の整備、町のほうでは施設の改修にかかわる分の補助残の3分の1を補助ということになりますので、備品その他の消耗品等についてはそれぞれ法人のほうでそのあたりは考えて負担していただくということに当然なり得ると思います。ただ先ほど千葉副議長も言われたとおり2月に平取福祉会との懇談会も予定されているということですので、ちょっとそういうのも含めて今後の資金状況、それと職員の定数の状況、多いのか少ないのかも含めて一応そういうところで協議をしてもらえればというふうに思っております。以上です。

議長

町長。

町長

全体的なことでお話申し上げたいと思いますが、かつら園については平成元年に建設してもうすでに30年ということで、もう本当に暖房だとか、浴室だと

か、浴室の移動してやるものだとか、本当に必要なことができなくなる可能性があるということでここにあげておりますし、また、すずらん福祉園も築34年ということで老朽化して、こういう制度に乗っからなければ町も助成できないですし、法人としてもそういったかたちでは自力ではできない状況にございます。しかしながら本当に暖房だとか、あるいは風呂の移動式のそういう施設などというのは本当に補助があろうとなかろうと、本当にやってあげなければ、町民が不便を来たすということで、そういうかたちのなかである程度あげながら、基本的には補助がついたことを前提にしながらあげておりますけれども、こういうかたちであげていかなければ、本当に壊れた時には、それはもう、問答無用で基金多少あろうとしても、やはり運転資金というのは当然必要でありまして、全てそれをなくすということにならない状況の中では、何とかこういう補助の制度を活用しながら、補助がつかなければ年次費ですらすものはずらしながらというようなことでやっていかなければ、やはり対象は町民でありますし、またすずらんは障がい者の福祉施設ということで、やはりこれは大事にしていかなければならないというふうに考えてございますので、財政規模のこと言っておりますけれども、これは当然、我々もプロでありますので、そういうかたちのやりくりとかいろんなことは専門的にやって今日まできてございますので、そういった適正な財政規模を図りながらも、必要なことはやはりある程度先回りしてでも計上してやらなければならない部分もございまして、いづれにしても、慎重の中にも、ある程度補助が付けばやってあげながら、やらなければ本当に壊れてしまっただけでは持ち出しもどんどん増えるということで、もう問答無用で資金を出していかなければ、法人だけではやりくりできない状況にございますので、そんなことを勘案しながらやってございますので、ご理解とご協力をいただきたいと思っておりますし、2月にまた法人と懇談やるということ聞いておりますので、その辺も十分内容を確認しながら、共通理解をしていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長

井澤議員。

5番  
井澤議員

今の53番、54-2のところですけども、53のほうは平取かつら園大規模改修事業とあって、54のほうは1億7400万円という総事業ですけども特に大改修というのは付いてないんですが、これは福祉会のほうでこういう項目で付けてきたのか、5300万円のほうのかつら園が大改修で、1億7千万のすずらんが大が付いていないただの改修なんですけども、ちょっと不思議に思うんですけども、何故かといいますと平取かつら園53番については、先年私が一般質問で質問いたしましたけども、今特別養護老人ホームというのは新しく建てるものは全てといって良いほど個室化されております。かつら園については一部2人部屋があるかもしれませんが、みんな4人部屋ということがあるので、

ぜひその個室化するための大改修を、平取福社会から上げてこなければ町も検討できなかつたかもしれませんが、今回この大改修というところで、全部で5300万円のところでこのような予算をつけて支援しようということがありますけれども、ここで平取かつら園に「大規模改修工事」と付けてしまうと、そのとき将来、望まれる個室化の時には「大大」とでもつけなければいけないことになるので、これ法人が、向こうの法人様が付けた題名であれば向こうのことですからやむを得ないですけども、障害者施設とこの特別養護老人ホームでこの金額も相当違うにもかかわらず、名称が違っていることに若干の疑問があるということと含めて、改めて聞きますけど特別養護老人ホームについては、私たちが入るホームとしてはやっぱり個室化がいいなと思いますけど、一般質問の私がしてから1、2年たつと思いますが、状況の変化等について保健福祉課長どのようにお考えかお答えいただければと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

名称については統一すれば良かったんでしょうけども両方とも大改修ということで、これは・・なっております。そういうようにご理解していただければと思います。個室の問題については今流行っているユニット化ということで、9人ひと定員で1ユニットというのが今流行りといえますか、そういうのが特に補助対象の大きい事業ということではあります。ただかつら園の場合は今の内容、区切りと敷地の問題を含めるとユニット化の個室というのはもう新築と同様くらいの金額ということになりますので、これは財源が許せばそういうような支援もしたいところではあるのですが、現状の施設を大改修しながら相当年数使っていただいて、それでも10年、20年後にそういうときに建て替えが必要だということになれば当然そのようなかたちのユニットの老人ホームということで建設される、あくまでも必要性といえますか、財源の問題もあるんですけども、将来的にはそういうような考えも出てこようかというふうに思っております。以上です。

議長

井澤議員。

5番  
井澤議員

違う番号の53番、52-1に移ります。これ貫気別の説明会ときに、52の生活支援ハウス整備事業とそれからこの小規模多機能型居宅介護施設整備事業は一体型の建物として建てるという説明を受けたんですが、そのことは間違いないでしょうか。それから、これ本町地区とありますけれども、一体型で建てるときに、病院跡地に建つという計画のものであったかどうかということと、平取福社会にすでに名前も出ていましたけれども、平取福社会が引き受けているという前提でもう事が進んでいるのか、あるいはほかの事業者さんがやりたいということがあれば検討する可能性があるのか、その辺についてお答えくだ

さい。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

まず生活支援ハウスなんです、これの国の設置要件の中に、近隣すぐ横に、デイサービス施設がなければいけないという規定があって、これがあることによって国の基準に沿った地方交付税の歳入の対象になる施設ということになります。あくまでもデイサービス施設がなければだめだと。その時にこの小規模多機能の中には、デイサービス、ショートステイ、訪問サービスとありますので、この施設を一体化することによって国からの交付税措置が受けられるということになります。特にそれぞれ施設を別にするとまた食事の問題、管理の問題いろいろなものがあって、これを併設しながらそういう経費の問題も若干安くできるという、そういうような想定もしている中でさらに事業者なんです、これについては現状ではやっぱり平取福社会が受けてもらえる業者ということで、特にこういう施設をつくるにあたって、専門職員の採用、募集、増員というのが必要になってきます。町のほうでいくらこうつくりたいと勝手に計画をつくっても、受ける業者がいなければ実現できないという状況になりますので、早い時期から平取福社会と施設の概要、内容、それと職員体制も含めた今後の経営の内容等、これを協議していかなければ実現できません。そういうことで、今平取福社会と協議を進めている状況です。それと場所ですね、基本的には病院に近いほうがいいということで、病院跡地ということでも考えあります。それこそ今のかつら園の下のほうの敷地がどの程度空くのかということも考えながら、もしあそこに一緒にできれば先ほど言った食事とか管理部門でのそれぞれの合理化というのはできますので、これについては先ほどと同じように今後平取福社会と協議をしながら何が一番効率よくできるか、経費の面、人的な面と、そういうのも含めえて考えていきたいというふうに思っております。以上です。

議長

井澤議員。

5番  
井澤議員

よく理解できましたし、私は頭の中で給食施設も通じてかつら園との関係が出てくるというのはちょっと頭になかったんですけども、大変良いアイデアなのかなと思っておりますが、それで専門職員の配置ということがあって、今の段階では平取福社会さんをお願いするのがよろしいのではないかとということがあったんですが、振内の認知症のグループホームで9人ずつの2ユニットで、昨年10月から1ユニットが休みのような休止の状況で、職員が不足しているということがありますけれども、そのようなことなかで今休んでいて、職員が充足すればまた2ユニットで運営したいということが事業主さんのほうからきて、議会、委員会にもそういう報告がありましたけれども、生活支援ハウスに

については管理する人は1人でいいのですけれども、小規模多機能施設の運営となりますと専門職ということで、長となる人、これひよっとしたら生活支援ハウスの施設長と共通でいいのかもしれませんが、あとケアマネージャーとケアワーカーとかいろんな専門職の人が必要になってくるという状況で、振内のグループホームでは職員不足に陥っていますけども、今この病院跡地が候補だと言うんですが、平取の本町近くだとかこういう専門職、それからケアワーカーというスタッフ職が集まらなければやっぱり大変だし、そしてこの小規模多機能施設というのは私が10年前まで仕事をしていました札幌の法人でつくって、3年ぐらいを経験して参りましたがけども、いろんな機能があるだけに、とても大変で運営的にはなかなか黒字というのは見込めないようなことなんで、法人全体でそれを何とか賄っているというような、10年前の話でしたけどもそういう経験を持っていますので、この小規模多機能施設については、今法人と十分に検討してということがありましたけど、このスタッフの確保とか、具体的にそのご利用者の皆さんが何をどう望むかという、ショートステイ、デイサービス、ホームヘルプサービスですね、そういうことを含めて、かなり密に詰めた上で法人さんに施設運営をしていただかなければ、難しい面があると思うんですが、その辺について、スタッフの確保とかについていかがお考えでしょうか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

先ほども言いましたとおり、平取福祉会の理事長及び施設長会議において、この件については協議を重ねている最中でして、うちの要望する施設についてはもうすでに法人のほうにはこの旨伝えてあります。その中でお互い専門職をどうするか、人員基準の中でどう対応するかと。それぞれ法人の役割、町の役割ということで今協議中ですけども、今後法人でやれること、町でどの程度支援できるかということも含めて、人的な配置についてはさらに協議を進めて参りたいというふうに思っています。

議長

休憩します。再開は45分といたします。

(休憩 午後 2時32分)

(再開 午後 2時45分)

議長

それでは再開します。質問を受ける前に午前中の答弁、保留になっていた部分について答弁をいただきます。まちづくり課長。

まちづく  
り課長

午前中に高山議員から公債費のことについて、ご質問がありましたのでお答えしたいと思います。34年から37年度の公債費のピークでございますけれど

も、37年度に一応9億900万円程度の公債費がかかっていくということで、33年度から徐々に徐々に公債費上がっていきまして、財政にちょっと確認したところ、38年度がピークということで、38年度で温泉の償還が終わるといって39年度からは1億何千万円ぐらい落ちるといような想定でございます。

議長 それでは質問を受けますけれども、ひとつ、質問、答弁、それぞれ簡潔にもう少しお願いしたいなと思っております。それでは、11ページ、12ページ。ありますか。四戸議員。

10番 四戸議員 10番四戸です。皆さん53番のかつら園の件で質疑して、課長も大変疲れているかなと思うんですけども、一つだけ、簡潔に質問しますのでよろしくお願ひいたします。それで内容の中に特殊浴槽が出ておりますけれども、福祉会の味方するわけではないんですけども、現在使われている浴槽は耐用年数は6年と聞いております。それでかつら園もいろいろ頑張ってもう既に12年経ったというふうに聞いております。いつ壊れても、水周りの施設ですから、おかしくはないなというふうに考えておりますけども、この間テレビでも言っていましたけど、デイサービスもそうなんですけども入所の方も毎日車いすの方も、風呂に入れる、これ認知症防止に大変良いというふうにテレビでも言っていましたので、もしいつ壊れるか、もう壊れても不思議じゃないのかなというふうに考えておりますけども、もし壊れた場合はこれどうですか、町としてもし国からの助成ないと、かつら園としても浴槽ないとやっぱり困りますので、その辺の考え方、課長に聞いておきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは四戸議員おっしゃるとおり耐用年数相当経過しておりますので、この部分については31年度の予算で1基分の購入補助ということで考えております。1基1100万円ぐらいするということで、この分を2分の1を補助しながら予算措置をしたいというふうに考えております。以上です。

議長 他に11ページ、12ページ。高山議員。

9番 高山議員 高山です。まちづくり課長の説明で先ほどのお話ありました生活支援ハウスだとか、小規模多機能だとかということで、生活支援ハウスの時には建設場所がなかなか決まらないので1年遅れますよということのお話があったんですけども、もう今年の病院のグランドオープンとか、開院がもう7月ということで迫っておりますので、前回の委員会の時もお話していましたが、建設場所、いろんな施設の建設場所については類似する集約施設をなるべく早急

に庁舎内プロジェクトの中で決めていきますよということで、現在検討中だということはあるんですけども、なるべく今でも12月の委員会と同じだと思いうんですけども、なるべく早くうちの町のそういった施設関係だとか、公営住宅も含めてですけども、例えばどうあるべきかというグランドデザイン的なものはなるべく早急に決めていく必要があるかなど。どちらかという、公営住宅が必要だから、何が必要だからということで、対照的な利用法でここにということになるけど、それは結果的にやっぱり連携していかないということになるんですけども、前回の委員会の後、この施設ばかりでなくて病院ももうそろそろあれだということですけども、どれぐらいの、先ほど前の時には類似した施設を集約的に配置するような計画を作るといことなんですけども、その経過はどうなってるのか、1点だけ教えていただければと思います。

議長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。昨年の常任委員会で本当に概略的な方向性だけを進めさせていただいたということでございまして、現実としてはあのかたちから、そう進展はないというのが現状でございまして、先ほどから財源等の話も非常に多く出ているということでございまして、あの時お示しした資料、本当に概算の資料ですけども、全てを満たすような事業を実行すればもう本当に相当の財源が必要だということになってございまして、もう方向性としては集約して複合化なりを図って、よりそのメンテナンス経費を圧縮するという事は間違いないんだというふうに考えてございまして、ただその場所とか、あと財源の非常に重要な課題があるというようなことございまして、その辺をクリアしなければなかなかこういうようなかたちというのは出てこないのかなということもありまして、先ほどからずっと議論なってるその財源的な総合計画としての配分は、とりあえずと言ってはなんですけども、3か年こういうかたちで行くんだという大きな方向性を示してるということをご理解いただければと思っております。当然その年どしの地方交付税の状況ですとか、そういうものに当町の財源と言いますか、大きく左右されるというようなことございまして、その状況によっては近い将来といいますか、中期的な計画の変更などもやはり出てくるということは今までの経緯も含めて、それはありうるのかなということございまして、早急に、さらにそう言った今必要とされている公共施設の整備の仕方等も含めて考えるということになりますけれども、ぜひそういう状況であるということもご理解いただいて、私どももそういったこといかにクリアできるかということも含めて検討を急ぎたいというふうには考えてございまして。

議長

高山議員。



9番  
高山議員

そういった内容ということになりますけれども、ただ場所等で先送りするというようなことの中かで色々こう説明がありましたけれども、ただ財政計画見ていくと、昨年から、30年度から31年にかけてどんと10億円ぐらい落ちていきますよね。それで31年が15億円、そうして32年がさらに17億円、そして3年後のこの計画の最後には20億円ということで、少し投資的な事業も含めてやはり均等に計画を立てていったほうが、何の事情でかわかりませんが、物建てる時にその物が決まっていなから、翌年、翌年ということになると、今年31年の事業は15億円ですけれども、33年には基本的には5億円も増えて20億円というようなことでない、やはりこうバランス良い財政計画のほうがいいかなということでもありますので、なるべく先ほども言いましたように、グランドデザイン的な町の施設、公共施設、福祉施設をどうするかということは、なるべく早く決めていただければ大変ありがたいかなということで、これは要望でございますので返答よろしいです。

議長

ほか、ございますか。なければ、13ページ、14ページ。なければ15ページ、16ページ。櫻井議員。

3番  
櫻井議員

56-1の環境保全型農業直接支払交付金事業というのが新規で出てきているんですけど、肥料がどうしたこうしたといった先ほど説明あったんですけど、ちょっとよくわからないので具体的にどういう事業なのかということと、どういうかたちでどういう基準で農業者に支払われるかということのを教えていただきたいんですけど。

議長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。環境保全型農業直接支払交付金事業でありますけれども、この事業につきましては、簡潔なんで、今、平取町で取り組んでいるのは特産米を作っているお米の農家さん9軒がこれの事業に乗っております。低農薬で一つはお米を作っているという条件、それともう一つは、フェロモントラップといういわゆる蠅とり紙を田んぼに置いて、その害虫の数によって農薬を減らすというやり方、そういったようなことをやることによって、国のほうから単当たり6千円の補助が出るという、中山間地域と同じような事業なんでありますけれども、そういう補助事業であります。国が2分の1、道が4分の1、町が4分の1というかたちで支払う事業であります。多面的機能の発揮を促進する事業ということで日本型直接支払制度の中の一環であります。そのような説明でわかってもらえたでしょうか。

議長

井澤議員。

5 番  
井澤議員 5 番井澤です。今の 5 6 - 1 のところですけども、新規ということですけども、  
現在 9 戸の方が特産米を栽培して、販売出荷しておられるというふうに聞いた  
んですけどもそれ正しかったでしょうか。

議長 産業課長。

産業課長 すいません、記憶で話してしまいました。10 名ですね、奥村さんほか 9 名で  
す。9 軒といたしましたが、10 軒の農家で今取り組んでいるところであり  
ます。新規というよりは、30 年度補正で上げておりますので、31 年度は継  
続というようなかたちになりますけども、総合計画としては新規の扱いになり  
ます。

議長 井澤議員。

5 番  
井澤議員 10 戸でやっておられるということですけども、これらの方々は個々にやって  
おられるのか、あるいはグループを作っておられるのか、あるいは地域的な塊  
があってやっておられるのか、その辺についてはいかがですか。

議長 産業課長。

産業課長 平取特別栽培米協議会というのがありまして、そこに結集する 10 軒の農家の  
方が全町の中で行っているという作業であります。

議長 井澤議員。

5 番  
井澤議員 特定栽培米ですのでいろんな区分けがあると思うんですが、一番極端なのは完  
全有機、完全無農薬というような方法で、それに商品価値があるということで  
高い値段になります。それを買える人は買っていただいて、喜んでいただく  
ということでもありますけども、平取町の水田農家の中では少ない戸数の方が、  
この特別栽培米に取り組んでいるということで、それをどう伸ばして行って、  
平取町の農業、特に水稲栽培について成果を上げていくかということだと思  
うんですけども、先ほど説明があった低農薬とか蠅取り紙ということがあったん  
ですけども、かなりそういうことでやると農薬が他の水田に飛んでいくとい  
うこともあるし、そういうことを防ぐためにどちらかという隔離された環境の  
中の水田でやるのが、農薬についても、あるいは有機ということをやるとい  
ても効果があると思うんですけども、現状としてはその 10 戸の方々につ  
いてどのような水田の環境の中でやっておられるか教えてください。

議長 産業課長。

産業課長 今年から特別に作業を進めたということではないということだけご理解をいただきたいと思います。もともと平取町の農家さんは低農薬で作業を進めておりますので、自分たちがやっていることが環境保全型農業直接支払交付金制度に該当するということで、今年度、改めて団体をきちんとしたものを組織し、自分たちで組織をして町に申請を上げてきた。国の補助事業に乗ることができるので、ぜひ申請をしたいということで、今年度、補助申請をしてきたというものであります。

議長 ほか、ないようでしたら、17ページ、18ページ。櫻井議員。

3番 櫻井議員 新規の72-1のトマトの里構想推進事業についてであります。先日もびらとろんというところで説明会というか伺ってきたんですけど、この里構想というのは、トマトの安定供給ということと町に暮らす人々が健康で元気になるというのが目的であるということ伺ったんですけど、この中で安定供給を図るといのが構想の目的の2つの中の1つだと思んですけど、これ安定供給って、今までも十分に町の施策としてやってきたはずなんですけど、このトマトの構想の中で特別に安定供給を図るといのはどういうことをやるのか教えていただきたい。

議長 産業課長。

産業課長 安定供給という言葉が良いのかというのはあるんですけども、生産量の維持というふうに考えていただければいいかなと思っております。町内のトマト農家さんの数はここ数年若干微減をして、作付面積につきましても昨年度111ヘクタールというかたちになってきております。ここ10年ぐらい110から115くらいの間で推移をしてきているわけなんですけども、収穫量自体は1万1千トンキープしているというのがこの10年間だと思います。その中で、多少収穫量が落ちて、40億円を超えているというのは、平取トマトのブランド力によって単価が毎年上がってきているという状況であります。

議長 櫻井議員。

3番 櫻井議員 それはわかるんですけどトマトの里構想の中で維持をしていきたいということですが、今までの政策とどこが違うんですか。

議長 産業課長。

産業課長 今までの政策の継続であります。

議長

櫻井議員。

3 番  
櫻井議員

トマトの里構想の中でわざわざ、謳い文句で上げる必要ないんじゃないですか。

議長

産業課長。

産業課長

短い言葉で伝わらなかったと思うんですけども、今までやってきたものをさらに上乘せしてやると考えていただければいいと思います。新規参入者を募集するにあたって、今まではリクルートという会社を中心にした農業人フェアというものに出展をしておりますけども、次年度以降につきましてはプラス、マイナビという業者が設定をしている農業人フェアにも出展をしていくというかたちで門戸をどんどん広げていくというのと、今までもびらとりトマトのブランド力のもとにびらとりトマトの宣伝はやってきておりますけども、その足を止めることなく、それ以上に宣伝をし、びらとりトマトのブランド力を上げていく。それによって選ばれるトマトであり、選ばれる平取町、選ばれるトマトであり産地であるというふうにやっていきたい。足を止めてしまっただけの産地になるというふうに考えておりますので、引き続き継続をしながら、レベルアップを図りたいというふうに思っております。

議長

櫻井議員。

3 番  
櫻井議員

これまで説明会というのかな、何度か各地でやられると思うんですけど、私、それに参加しているわけじゃないんですけど聞いた話によると、農業者自体が、これはそれこそ構想じゃなくて妄想じゃないのみたいな発言が出たり、先日びらとろんにおいても、農家の方って多分議員以外には1人いたのかな、そういうような、なんていうのかな、認識のもとで本当にこのトマトの里構想というのが必要なのかとか、今後、発展していくのかというのがちょっと不安なんですけどその辺についてはどうなんですか。

議長

産業課長。

産業課長

参加者につきましては、びらとろんは今のところ2回やっております。9月と先日行った部分、それぞれそんな多い人数ではなかったと思います。1回目も3地区で30数名、2回目も30数名というかたちで、農家の方は貫気別では過半の方が農家でしたけども本町地区は確かに1名の方というかたちであります。2回目のびらとろんにつきましては、全生産者に対してご案内をし、里構想の中身についても示させていただきました。これらについては、あくまでも自治基本条例に則って、新たな計画なりを組むときにはきちんと、関係者なり

地域住民にはオープンするという立場でやってきているものでありまして、直接農家の方と話しているのは、トマトキュウリ部会の役員会で一度お話をさせてもらってご意見もいただいておりますし、私は一度書類を送っておりますので一定程度は理解をしていただけるのかなと思っておりますけれども、なかなか難しいところがあるのかなと思っております。これからも引き続き説明なりをしていきたいと思っておりますけれども、具体的にこの里構想は「あったらいいな構想」でありますので、現段階では、何をどこがいつの時点で作るといえるものは書いておりませんので、それらは具体的にまたなってきた段階では、きちんとその関係者と意見のすり合わせを行っていくべきだというふうには考えております。

議長

櫻井議員。

3番  
櫻井議員

今、縷縷お話聞いたんですけど、これ実際に国・道から500万円かな、出ているんですけど、一般財源から、毎度毎度ぐらい500万円ずつ出るということなんで、本当に、商業の関係の予算のことをここで言うべきではないのはわかっているんですけど、100万円、150万円のやつをもうぽんと削るのはよくあるんですけど、これ本当に必要なのかって、1千万円のこの事業を「あったらいいな構想」のために毎度毎度これ使うのはどうなのかなと、僕全然理解できないんですよね。その辺りちょっとお教えいただければというか、熱意をもっと感じたいんですが。

議長

産業課長。

産業課長

具体的に今回の31年度の事業で載せてありますのは、新農業人フェア、新しい農家の方を募集に行く農業人フェアに対する参加費、職員の旅費、ブース代、それとマイナビに新たにチャレンジをしていくわけなんですけれども、そのホームページに平取町のブースを設ける、コーナーを設けるというようなかたちでの経費を載せてあります。それが約3分の1。残り3分の2につきましては、新たにスーパーを相手にスーパーでの物販をやっていきたい。今北海道新聞から提案がきておりまして、北海道新聞社の広告部と一緒に連携をし北海道新聞の広告とあわせて、札幌のアリオというスーパーの中でその一角を借りて、2日間の物販を行っていきたいということで予定はしております。なぜ道新かというと北海道新聞の全面広告を使って、その中でびらとりトマトの宣伝をするのとあわせて新規就農者の募集をしていく。また平取町の宣伝をしていくというような道新の宣伝とタイアップしたなかで、そういう物販もやっていけるといふふうに考えておりますので、北海道新聞社の広告部との連携でより一層のブランド力のアップに努めて参りたいというふうに考えております。伝わりませんか。

議長

井澤議員。

5 番  
井澤議員

同じくトマトの里のところに关してですけども、貫気別での説明会に私も参加いたしましたして、崎廣課長の定年を前にした情熱あふれる構想を伺って、これはトマトの生産というのは安定しているということで40億円以上とか1万1千トン以上ということで、この状況がそれほど農家でやりたいならもっと大勢の農家がトマト栽培するわけだけども、していないという状況の中には、それぞれの農家の事情があると思うけども、私はその説明会を聞いたところのなかで、これはもう全町一体となって商業も含めて、それは加工なんていうのも含めて、大切なことかなとは思ったんですが、その中に詳しく説明は、今日のところのなかでは特段説明はなかったけれども、農業のトマトに関する研究所、施肥だとかそういう研究所だとか、大きな販売とだとか、それから展示室、世界中のトマトを集めてトマトとは世界にこれだけある、その中で平取のトマトはこういう位置付けだというようなことをやる大きな博物館というのか、大きなイベントスペースをつくるというようなことまでの説明であったので、これはこと、農家、農協だけにかかわることじゃなくて、町全体のことにかかわること、今1千万円ずつ3年間の予算でいっていますけども、もし施設、研究所とかそういうものをつくとすると、何億、何十億というものが要になる構想かなというふうにお伺いしましたけども、そんなふうに私は受け取ったんですが間違いはないでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

中身はそう書いてありますけども、いつ誰がどの時点でやるというのは決して書かないというお話もさせて貰ったと思います。農協が、役場が、地元の企業が、3年先にこういったもの建てますよとかいうことを構想のなかに書くと、それに縛られてしまってなかなか将来像が描けませんので、将来的に平取の町がトマトの里としてこういうかたちであったらいいねという皆さんの思いをこの中に書いていき、これから来年度以降できるところから一つずつ、特に大きなハードについてはほぼ不可能だと思いますので、そのハードの案が出たときにこの構想が一つのバイブルになっていただければという思いで、色んな皆さんの思いをこの構想のなかに書かせてもらっているつもりであります。

議長

ほか、よろしいですか。2番松原議員。

2 番  
松原議員

2番松原です。69-1で、就農チャレンジ農場についてお伺いしたいんですけども、大規模施設園芸ということを目標にしてやるんですけど、これ中心となるのはどこでやっていくのかと、また人数的にはどれくらいの人を入れて経営するのかお伺いしたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

数年前からこのチャレンジ事業については、総合計画の上で提案させてもらっておりますけども、残念ながらまだ明確なものが出ていないような状況であります。かたちとしては法人経営、それと若年労働者がそこで働く、そしてハウスによってトマト栽培をする。生業としてではなく労働者として働く人をそこで雇い上げるというのが基本的な構想、それがトマトの生産に結びつき、なおかつ体験としてつながり、地元で第三者継承なりに結びついていくかたちになっていただければということで、このチャレンジシステムを考えているわけなんですけども、残念ながら明確なところに行っておりません。それで1年また先送りをしているわけでありまして、本年度法人経営農場の調査を行っております。全国各地でやっている農協が法人の中心となる法人、役場が法人の中心となる法人、農家さんが法人の中心となる法人、三つのパターンで一応検討しております、それらがどういったような収入でやっていくのか、体験農場だけでやっていくのか、それとも育苗含めて今平取で言えば、アグリサポートがやっているような仕事を収益として体験農場につなげていくのか、いろんなパターンがありますので、現在、委託業者に調査を任せております。それが、明日検定になるのでそういう成果品が納まるわけなんですけども、それについても、24日のトマトの里シンポジウムで一定程度の報告がなされる予定であります。それらを参考にしながら、来年度農業協議会なりで検討させていただいて、方向性がまとまれば次年度設計というかたちで進めさせてもらいたいなと思っています。

議長

井澤議員。

5番

井澤議員

今の69-1のところでは大きな施設を造ってというところがありますけれども、教育委員会関連で平取養護学校の高等科に職業コースを作って、その中で2つのコースがあってトマト、農業コースとかそれから木工金属加工のと、あったんですが、先ほどのトマトの里構想のことも関連してくると思うんですが、養護学校高等学校の修了者の方で何らかの作業労働できる方がであっても、なかなか行き先がないとか就農する機会がないということがあったりするんですが、このチャレンジ事業等のことなかで、そういう今初めて考えるかもしれないけども、トマトの里構想と合わせて、養護学校高等科職業コースでそういうトマトハウス等で研修をした方々についての、何というか将来の見通しみたいなものは検討できますでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

検討できると思いますと答えていいんですかね。教育委員会サイドのほう、す

みません。

議長 教育長。

教育長 今養護学校の話も出てきていますけれども、昨年12月の定例議会のときに、全員協議会で話したのは今そういう方向で話が来ているということなんで、今後どのようなかたちになるかというのはまだ決定していない話なので、それがトマトの里構想とつなげるだとか、そういうことは今まだわからない状況になっています。今後、話が進むというかたちになりますので、その際には議会のほうにも話しながら進めていきたいというふうに思っています。

議長 ほかございますか。中川議員。

7番  
中川議員 17ページの73-1バイオマスについて、先ほど、まちづくり課長から説明があったとは思いますが、もう少し具体的な内容を聞かせてもらいたい。そして、まず、利用をする場所についても先ほど病院からとか言っていたとは思いますが、その病院についても、そういう施設を利用、このバイオマスを使う機械とかそういうのを今つけているのかどうか、そういうところも確認したいと思います。

議長 まちづくり課長。

まちづく  
り課長 お答えいたします。この事業につきましては、平成26年度に産業バイオマス都市構想ということでうちの町が認定を受けておりますけれども、その計画の中で、町にあります、再生可能エネルギーであります木質バイオマス、いわゆる木のエネルギーを利用できないかということで調査をしております、その中で現在木質のチップを使ったボイラーと発電をする機械があるんですけども、その導入ができないかということで、今年度調査をしております、先日、調査結果をいただいているところでございます。その中でバイオマスボイラーとかその機械を使いまして、電気と温水を利用しまして、今、病院の施設に新しくできる施設にそれをつないで、電気を供給すると、温熱、温水等も供給すると。そうした残り、公民館のほうとだとか、体育館のほうにも利用できないかということで考えておまして、場所的には今想定しているところは病院の裏側とか、公民館側の裏側にそういうものを設置してそこからパイプで病院だとか公民館のほうにつないでいきたいということで、今調査をしている段階です。それで病院については今新しい重油ボイラーをたしか設置しているはずなんですけれども、それらについてはもしこのバイオマスボイラー等が設置できれば、バックアップのボイラーというかたちで利用して行って、木質のボイラーですので、やっぱり年に何回かメンテナンスだとかしなければなら



ないというところもありますので、そういうなかで木質のほうに切りかえながら、CO<sub>2</sub>の削減等を図っていきながらということで検討しております。ただ、今その経費的な問題だとか、スペース的な問題、あと燃料をどうするかという、いろんな問題がありますけれども、これらについてはある程度クリアになれば、実施していききたいなというふうに考えております。

議長 よろしいですか。ほかになれば、松澤議員。

1 番  
松澤議員 69-2の新規就農住宅整備事業なんですけども、現在紫雲古津のほうの新規就農の方の住宅が空いてると聞いているんですけども、最近、新規就農の方の平取のブースに来る方も少なくなっているということなんですけども、それでも紫雲古津に住宅をつくるということはどのような考え方で計画しているのでしょうか。

議長 産業課長。

産業課長 基本的には新規就農者の方が、体験をやって、実践農場で働いて、新規就農し、実際、住宅ローンを借りて家を建てるためには4年の経験が必要だということで、どうしても6年間住宅にいななければならないということで、振内含めて紫雲古津のそれぞれの地域から6戸の住宅を造って貰いたいという要請があります。それに基づいて、今回組んでいるものなのでありますが、議員おっしゃられたとおり今現在2戸あいております。それは新規就農の体験の方が1人来ていないという、1年来ていないという部分と、先に出られた方がおります。それでちょうど2戸空いておりますので、その以降については、現在、若干、修理をしなければならないということで、修理をしながら、また来年度以降来る方が入るといのかたちで使わせてもらいたいなど。それで実際2年間空かせて次の年に住宅の建築の計画を送っている状況であります。

議長 ほか、ございませんか。なければ19ページ、20ページ。千葉議員。

1 1 番  
千葉議員 11番千葉です。今回の小冊をもらってやっぱりちょっと気になっていたのが19ページ、一番最初にある73-3平取産米清酒醸造事業について、ちょっとお伺いしたいことがございます。肝いりで昨年、私も青森まで実際に行ってきたして、醸造を拝見しまして、歴史のある竹浪酒造さんですか、行ってききましたけども、雑菌のない寒造りと寒仕込みといのかたちで、大変美味しいお酒がそれなりにでき上がったのかなという感想を持っていますけども、31年度でとりあえずはこの表を見る限りでは、この後どうなるのかなと。一つはやっぱり心配をしております。それと今年、初年度で販売をしたわけですけど、やはり、びらとり農協さんの販売戦略と、それが我々が考えていたもうちょっと

民間を活用した販売戦略、あるいはネットを活用した販売戦略というものが、私はもっとあってよかったのかなという思いはしております。その一つに平取の農協、本町には一升瓶で仕上げたカムイ義経とそれから四合瓶の部分と、すべて店頭には出ておりますけども、同じ農協の店舗で平取はそうであっても振内のほうには一升瓶のものが最初の予約販売から一切店頭に出てなかった。それから、もっと極端に言うるとルシナさんですか。びらとり農協の店舗、富川の大きな店舗、そちらのほうでも本当にずっと継続して全種類売っていたのかなというのはちょっと私の目には止まっておりません。役所でやること、あるいは農協単体でやることには限りというか、限界が私あると思っていましたけども、もうちょっと民間を取り入れて、もう一気にこんなの売れるような方法、これも一つやっぱり考えていかなくちゃいけない、反省があるのかなと思っていますけども、とりあえず31年度以降、今年以降、どのような販売戦略、あるいは事業の内容を読んだとおり平取産米の6次化を通じ、農家の所得、それから町内産業経済の活性化を図るとともに、米の作付け可能な農家を保全するという素晴らしい内容でありますけども、これをどのようにして、今後取り入れた、この事業内容を取り入れた方向で行くのか、今後のことをまず聞かせていただきたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり  
課長

まず今後のことということでございますけれども、この日本酒づくりにつきましては、当面は新しい平取町の特産品の販売、製造ということで取り組んでおりまして、それがひいては米の作付けの減少になっているのが歯止めにならないかということで実施をしております。それで販売戦略といいますか、これにつきましては、30年度につきましては、各お店から購入本数の希望を聞いて卸しているというところがあるんですけども、なかなか役場を通してやるというのも限界があるものですから、今後これについてはちょっと方法を考えたいなというふうに考えております。ただ、お店の売ることに対して町のほうで、こうしてくれ、ああしてくれというのはなかなか言えないところがありまして、なるべくこれだけ買ってくださいというお願いはするんですけども、昨年度やったときには本当に売れるか売れないかわからないというところで、なかなかみなさん買ってくれなかったところもあるんですけども、ただ、昨年度生産したお酒につきましては、全て販売というか、終了しております、あとお店のほうにいくら在庫があるのかもしれないかもしれませんが、一応卸しは全部なくなっているという状況になっております。今年につきましても昨年度より若干多い量の醸造をする予定でございます、これについても今年の売り上げを見ながら、製造本数だとかを検討しながら、もうちょっと買いやすいような、売りやすいようなかたちでお願いしていきたいというのと、あと昨年ちょっといろいろ、ふるさと納税のほうで取り扱っていただけないかということでお願

いしてあったんですけども、取り扱っていただける業者がなかなかなかったというところもあって、それについては今後、取り扱っていただけるようなかたちをお願いするというので、また検討させていただきたいと思います。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

初年度ということあって、さまざまな反省事項というか、壁にもぶち当たったんだらうなというふうには想像していますけども、このお酒づくりに関しては、やはり一番最初スタートする予算付けした年のお話を持ってきますと、やはり単発でイベント的なかたちで終わらすことのないようにという、確かそのようなこと私も申し上げた記憶ありまして、やるのであればちょっと話が飛躍してきますけども、平取町に酒蔵の支店ぐらい持つてくるぐらいの勢いの将来的な構想があって、夢があっていいんじゃないのかなというお話を申し上げたように思っていますけども、民間の活用の仕方と、それから役所がやる仕事の中身の接点というんですか、これは非常にやっぱりみんな難しいと思うんですよ。津川課長のほうも、その辺の戦略的なことというのはまだまだ手探りの部分もあったのかなと思うけども、やはりうまく販売戦略に乗っかってくと、もうすぐ売り切れて量がないよ、あるいは品不足だよ、というぐらいのものがカムイ義経というブランドのお酒に動きがないと、今後の製造販売に対しては、今年あたりが去年の反省も踏まえて勝負どころかなというふうに思っていますので、もう一度酒造会社の竹浪酒造さんと含めて、あるいはその関係する農協のスタッフの方、あるいはネット上の販売戦略、あるいはもっと極端に言うとコンビニ、全道展開が中心になっているセイコーマートあたりとも、販売戦略を話し合えるような、そんな様なかたちでもっていかないと、なかなか思うようなその販売成果というのは得られないのかなというふうに思っていますけども、ということは31年度の事業計画70万円、32年にかけてもまだ継続していくということは可能というふうに考えてよろしいのでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづく  
り課長

この経費については年々下げていきたいというふうには考えております。なるべく町が関与しないようなかたちで、この酒米が、平取町で作ってそのお酒を造っていただいて普通の流通経路に乗っていただければ、それが一番理想だと考えております。ただ、まだまだできたばかりですのである程度その米を作っていただく農家さんとも協力していただかなければならないところもありますので、若干は町のほうでも経費を持ちながら、継続できるようなかたちでやっていきたいというふうに考えております。なるべくこの経費については、本当に普通の、一般のお酒づくりのルートでこのカムイ義経ができれば一番理想だというふうには考えております。

議長

ほかございませんか。2番松原議員。

2番  
松原議員

2番松原です。75-1の新規の森林環境税についてお伺いしたいんですけども、これ民間の森林環境促進とか木育の活動となっていますけど、具体的にどのような方向性でやるか説明していただきたいんですが。

議長

産業課長。

産業課長

森林環境譲与税でありますけども、新年度から1250万円ということで予定をしております。主に中身につきましては、一般民有林の中にあります間伐事業それと作業路の修繕等々に、今の予定では間伐30町、作業路の修繕1000メートル程度、来年は予定をしております。そのほかに今年度から始まっておりますウッドスタート、子どもに木に触れてもらうという木育でありますけども、それらに今度は、来年度から子どもに木のおもちゃをプレゼントするという事業を展開して参りたいと思います。今のところこの環境譲与税の使い方としては、新規の事業でなければならないという縛りがありますので、今町がやっております民有林活性化の事業、一般の民有林で間伐や下刈りをやったときに助成をしているわけなんですけども、それに充てることが今のところ許されません。若干これから変更になるんじゃないかという話ですけども、今現在では許されませんので、新たに公共でやっている間伐なり作業路、その予算が少なくてあたらなかった民有林について、間伐に対して助成、作業路の修繕に対して助成というようなかたちで今現在では考えております。以上です。

議長

中川議員。

7番  
中川議員

7番中川です。76番の水源環境林の維持経営事業、これについてお聞きしたいと思います。この事業内容の中ほどに相続等が困難な森林や大規模所有者が経営する経営を放棄する森林を町有林として購入して経営を図るところに書かれておりますけども、相続が困難な山というか森林を具体的に町が購入できるのかなど。そこちょっと疑問に思いました、その辺のところを聞きたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

事業内容の説明不足で申しわけございません。相続ができないもの、当然町も買えませんのでご指摘のとおりだと思います。買えないので、一般的におじいちゃんが持っていて、お孫さんが親が亡くなったときに何か山があるんですけども何とかしたいとか、そういうのに対して、町が相談を受ければ、当然相続が非常に難しいんですけども助言をすることができますから、そういったよう

な助言をして、まあ1町2町の山であれば、全く無視するわけじゃありませんけども、30町、50町、100町の山であれば、それを放棄されればやはり荒廃地というかたちになりますので、特に町有林に付随するようなところだとかであれば積極的に、もし手放したいという方がいるのであれば、それらについて購入を考えていきたいと思っております。

議長 中川議員。

7番 中川議員 今の答えからいうと、確認なんですけども、そうしたら今のこの相続等が困難な森林というのは、訂正ということでよろしいんですね。

議長 産業課長。

産業課長 先ほどまちづくり課長からもありましたとおり、これも答申終わっているやつなんで、次年度で訂正するという事でお許しをいただきたいと思います。

議長 中川議員。

7番 中川議員 わかりました。もう一つお聞きしたいんですけども、先ほど千葉議員がおっしゃってました73-3、平取町の酒米のことについて聞きますけども、単純にちょっとお聞きするだけなんですけど、この70万円というお金、これは実際に何のお金なのかお聞きしたいと思います。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 これについては今想定しているのは、原料のお米代、それからラベルの印刷代等、あと栽培委託料を若干払っておりますので、それらの経費ということで、70万円ほど見込んでおります。

議長 ほか、井澤議員。

5番 井澤議員 5番井澤です。議長に質問なんですけど、今ほども出たんですが、この答申がされているから変えられない、何とか理解してくれて私が先ほど貫気別体育館のLED化等のところについても同じような答えがありましたけども、これはこんなことでよろしいんでしょうか。議会を無視されているような気がするんですがいかがでしょうか。

議長 私が答えるとか何とかということではありませんけれども、さまざまなことというのが実際に質疑の中です。そのことよりも自分、今回本当に考えて

いたことは、自治基本条例の中で28年から総合計画については議会で議決をするということがうたわれまして、私そのときも総合計画の段階で議決をするというのは正しいことかという話をしたことがあります。ある意味今の発言にも通じるのかなという思いがあります。そういうことで、そのことについては、それぞれ訂正、お詫びの言葉もあったと思いますし、また今私が言った自治基本条例の中にある議決ということについて、議会のみなさんとも今後やっぱり考えていく必要があるのではないかな。やっぱり総合計画ですから次の年また変わるということもある、それをもう事前に議決をするということ自体が、予算がこの後あるわけですから、ここでやる必要ないなというのが私の持論として持っていますので、皆さんとその辺についてはまた協議させていただきたいと思います。私に対する質問とかということとは、この場ではやるべきではないと思っていますので。

5番  
井澤議員

井澤です。地域での説明会があって、地域の人間として説明に出ていたんですけども、議員としては、最終的には審議会で答申されて決まっています議会に出るということはわかるんですけども、その原案が事前に地域で説明するのに議員にはなぜ説明されないかということがちょっと私疑問だったんですが、私の考えは間違いでしょうか。まちづくり課長がお答えいただいても結構です。

議長

経過的なことであれば。副町長。

副町長

この総合計画の議論といいますか、平取町独自のシステムといいますか、まず各課で集まった事業を組み立てて、財政計画とともにまず住民に示そうという一つの決めというものがございまして、それを最終的には予算というものの議決を含んだそういったもので、議会の皆様に議論いただくということでございますので、最初か後かという議論もあると思いますけども、一応広くこの計画についてどうなんだということをまずやりたいということで、それは計画のつくりとして基本構想の中にも載っていますし、基本構想は議会でも議決をいただいているということですので、それはぜひご理解いただければと思っております。

議長

先に進みたいと思います。19、20はよろしいですね。21、22ページ。松原議員。

2番  
松原議員

2番松原です。84-1の住宅リフォームについてちょっとお伺いしたいんですが、このリフォームする要請あって大変よろしいと思いますけども、去年なんですけども、地震災害があって、いろんなかたちで家を直したいとかいうのが出ると思うんですけども、これだけ件数が変わらないというのが、もうちょっと件数というのは予算的にもあるでしょうけども、その辺はどういうふう

に考えて、優先順位というか、災害を受けた人が優先とかそういうことはないと思うんですけども、その辺の災害あったところのリフォームについてはどのように考えているかお伺いしたい。

議長

まちづくり課長。

まちづくり  
課長

災害のあった方に対するリフォームということについては今のところ検討はしておりません。ただ、この制度を使っていただいてリフォームしていただくことについては全然問題ないかなというふうには考えております。それでこの事業につきましては、外部評価委員のほうからももう少し門戸を広くというようなかたちでご指摘を受けておまして、今現在50万円の事業費に対して2分の1ということなんですけれども、これの事業費を40万円とか30万円にちょっと下げて、小規模なリフォームに対しても補助ができるような要綱改正をしていきたいなというふうに考えておまして、それとあわせまして補助の上限が今40万円なんですけれども、それについてはちょっと下げさせていただいて30万円ということで、そしてその他、一応この事業については32年度の時限立法なんですけれども、もう少しあとまで延ばそうということで一応33年度までは、事業計画に載せているということでご理解いただければなと思います。

議長

ほかございませんか。櫻井議員。

3番  
櫻井議員

85番といたしますか、この起業化支援対策事業で100万円という金額がついているんですけど、この金額については実際、使われているか使われていないということじゃなくて、先ほども言ったように500万円、1千万円の起業をね、先ほど産業課の質問のところで言ったんですけど、何というのかな、目的が明確でないとか不惑なものに対してもこうやってつくんだけど、起業化支援対策って本当にこれ100万円という金額は、実際に起業化するとしたら本当に微々たるものでなかなか難しいんですよ。だからこういうものにちゃんと継続的にもっと多額の金額をつけていかないと、空き店舗なんかだと新規の起業化するだとかという事業がなかなか今後もしできないので、こういうものに本当は町としてお金をかけるべきで、さっきのがだめだというあれではないんですけど、ああいうものに新規事業に1千万円、500万円と、ポンポンポン出すよりも、こういうものに積極的に地元のというか、本当に人口を増やすため、あるいは商業化の人たちを増やすためにという本当に考え方があるのであれば、こういうものにお金を使うべきだと私は思うんで、その辺、答弁いただければとは思いますが、考えていただきたいというのが、一言ちょっと、質問の内容がこれに合致しないかとは思いますがすみません。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

この件につきましては、昨年12月の定例会でも一般質問出ておりましたので、今後この補助金のあり方についてはいま一度検討させていただきたいなと思います。

議長

松澤議員。

1番  
松澤議員

84-1の住宅リフォームのことなんですけども、先ほど課長が、門戸を広げという言葉だったんですけども、600万円で15件だったのが450万円で15件であれば広げたことにはならないですし、件数が増えていないのでただ金額が下がっただけのことになっていきますので、言っている説明がちょっと合あわないかなと思うのと、あと先ほど松原議員もおっしゃいましたように約100軒の方が家の中の崩壊、少し壊れてしまっている方がいるという現実なので、こういうことは我慢もできるんですよ。我慢もできるけど、補助金があればやろうかなという気にもなるお金なので、あと一番最初に言っていたことは、町の建設業者さんとかそういう方のお仕事を増やすためということもあるので、先ほど説明の中で個人のことなんだからと言われたってということをおっしゃっていましたが、そういうことではなくて、町の活性化、皆さんの本当に経済の活性化ということが私は大事なものだんじゃないかなとも思っていますので、今年こそ、もし15件以上増えたとしたら補正でも付けて皆さんの、地震の後なので、直すことに力を貸していただきたいなと思っておりますが。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

今の松澤議員のご質問の件でございませけれども、門戸を広げたという言い方、上限が件数増えていないというのは確かにそうでございまして、ただ使いやすいようにということで、ある程度低い金額でも利用できるようにしていきたいなというふうに考えております。ただ去年の地震で壊れた家も結構あるのではないかなということも想定されますので、これにつきましてはちょっと予算のときまでに検討させていただきたいと思います。

議長

ほかございますか。井澤議員。

5番  
井澤議員

5番井澤です。89番のファミリーランド施設整備事業のところですけども、継続的に予算を入れて遊具リストも得るということですけども、一つには遊具でけがをしたとかそういうことがすぐ報道されますけれども、危険遊具とかそういうことについては、現在問題になっているような箇所はないんでしょうか。



議長	観光商工課長。
観光商工課長	現在、遊具のリースにつきましましては、非常に傷んできたりとか錆びてきている部分については、バッテリーカーの横の幼児が遊ぶ部分については撤去とかささせていただきます。そして新たに、遊具のリースが支払い終わった後に、また新しいものというのにも検討していきたいというふうに考えております。
議長	井澤議員。
5番 井澤議員	同じところで平成33年パークゴルフ場トイレ新設っていうことですが、どこの場所にトイレを新設するのか、またそのトイレに、町内でゲートボールをやる人が少なくなってパークゴルフの人口が増えているように思いますが、パークゴルフ場の利用の増加の数字なども捉えた上で、私はそのトイレを新設するのであれば、休憩場も必要ではないかと思っておりますけどその辺についてのお考えいかがでしょうか。
議長	観光商工課長。
観光商工課長	33年のトイレの新設につきましましては、パークゴルフ協会の方と毎年協議を重ねながら、公設のパークゴルフ場ということでそういうふうにコース指定もされておりますので、やっぱりトイレが必要だということで今回計上させていただいております。場所についてはまだ具体的には確定しておりませんが、現在仮に置いてあります仮設トイレのあたりが候補地になるかなということで考えております。利用人数につきましましては非常にパークゴルフだけでなく、いろいろ天気によって非常に利用人口が変わるということで、昨年の実数見ますとちょっと下がっているということで、非常に災害の関係もあったんですけども全体的にも利用者が落ちてるといふような捉え方です。
議長	ほかございますか。休憩所というのは。
観光商工課長	新たな休憩場というところでは捉えておりません。
議長	よろしいですか。25ページ、26ページに移ります。なければ27ページ、28ページ。29ページ、30ページ。松澤議員。
1番 松澤議員	29ページ、119のバス運営費補助事業なんですけども、単純にちょっとお聞きしたいんですけども、変更前と変更後の金額なんですけど、1800万円で1800万円なんですけど、昨年度は1950万円で変更後が1800万円

になっているんですけども、毎年絶対1800万円以上になるものなんですけども、なぜこう今年は1800万円の予算というか、そういう書き方になっているのかなと思ったんですけども。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 この1800万円につきましては、この計画をつくった時点で前年の金額ということをつくっております、12月になってから今年度の補助金が上がっているということもありまして、これについては予算のほうでは前年同額程度を計上していきたいというふうに考えておりますけれども、次年度以降、その実績等にあわせて総合計画のほうは見直していきたいなというふうに考えております。

議長 ほか、なければ31ページ、32ページ。33ページ、34ページ。四戸議員。

10番四戸議員 10番四戸です。150の公営住宅の建設事業について伺いたいと思います。先ほどの説明では場所を探すため1年先送りになったという説明でございましたけども、実はこれずっとずっと先送りになってきているんじゃないかなというふうに私は理解しておりますけれども、副町長の考え方ちょっと伺いたいですけども、副町長がまちづくり課長時代に、私4年前か3年、4年なるのかな、副町長に本町地区の公営住宅の新築については、高齢者も増えてきたから山の上より下に下げていただけないかというように話してきたと思うんですよね。それでその後ずっと調査設計というか、プロジェクトの中で町として話されてきたと思うんですけども、特に下に来れば町有地というのはそんなにないですから、特に民地、今の民地も協力してくれるというようなところも出てきてはいたのかなというふうには理解しているんですけども、この辺、来年度になってまた先送りということにならないように、本当にこの計画どおりに今後進めていっていただきたいと思いますが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

議長 副町長。

副町長 お答え申し上げます。先ほども福祉施設の整備場所とか、いわゆる本町市街地の再整備をどうするかというような質問に関連してくるかと思います。今庁内プロジェクトチームの協議の中では、やはり時間的な差はできますけども、今の体育館の建て替えもやはり視野に入れるべきだということもございまして、まだまだ検討は必要ですけれども、体育館をいわゆるコンパクト化から少し離れたところでも利用者としてはそんなに支障ないかなというふうな今検討もしております、そうであればみどりが丘の町有地と言われるところに建てる可能性も大きいかなというところでもございまして、そうなれば本当に大規模に公

営住宅の移転をしなければならないといふこともございまして、今、大体1棟2戸、4戸ぐらいですか、年間建てる、多くてそのぐらいの数ですので、そういう経過が固まれば、本当にある程度の事業費を投入しながら10戸とか20戸を一気にやってしまうというような、そういうものがないとなかなか市街地の再整備というのは進んでこないかなというところもございまして、決して今の老朽化をただただ先送りしているというわけではなくて、そういう将来、整備しなければならないという方向性がある程度見据えながら、公営住宅をどうするかと、いわゆる再整備の中に公営住宅の建て替えも当然盛り込まれると。それもやっぱりこれからの高齢化を見据え、高齢者のための今の上から下への移動が大変だという実情もありますので、その辺も見込んで、やはりこう公共施設に併設したといいますか、利用しやすい場所に大規模に整備を図らなければならない時もあるかなということで、ちょっとその辺の兼ね合いで検討している途中でございまして、計画としてはこういうことになっておりますけれども、さらにこの辺の変更で、ある程度の事業費投入してやるというような場合もあるかなと思いますので、その辺もう少し検討の時間をいただければというふうに思っています。

議長

四戸議員。

10番  
四戸議員

よく、理解はできましたけれども、もう一つ、前にもそれは言っていると思うんですけども、先ほど櫻井議員のほうからも、空き店舗の対策のこともありましたよね。当然、商工会、商店としても担い手も高齢化してだんだん少なくなってきたてやっぱり町並みも考えてほしいんですよ。土地を持っている人にはそんな高い値段でなくて協力してもらって、現在は、上の高齢者が助かっているのは、要するに週に2回むかわ町から移動販売してくれる。上の人はほとんどそこで買っているんです、ものを。見てたらね。その分は下で買い物しなくてもいいということになってしまうんですよ。そのお金はどこ行っているかといったらむかわ町へ行っている。だからそういうことも踏まえて、町並みのことも考えて商店のことも考えていただいて、それで十分検討していただきたいなというふうに思っていますのでよろしく願いいたします。

議長

副町長。

副町長

先ほど櫻井議員のほうからもご質問あったということで、なんとか、商店街の存続といいますか、新たな起業者も含めて持続可能な商業経営と言いますか、そういうものを目指していくということは当然なことでありまして、ただいろんな制度をやりつつもなかなかその成果が出ないというのが現状でありまして、例えば町並の整備と商店街活性化をどうするかということになれば、本当に大胆に例えば起業化ですと100万円というのは大変ですけども、そこで

本当に起業化としてやれるようなものになっているのかと。かなり多くのリスクを持ってやっぱり商売やらなくちゃならんということもありますので、例えばこう、町がある程度の施設整備をして、ここで例えば試験的に何か月か商売やってみてはどうだとか、そういうことも町並みの整備とあわせてやるとか、色んなやり方をやっていかなくはないのかというふうに思っています、それから高齢者の買い物も今お話しいただいた実態も承知してるつもりですので、その辺本当に町の施策と、例えば商工会の色んな方々のアイデアをいただきながら、今までの色んなやり方も反省しながら、これからいろいろ検討させていただければと思っていますので。それで町並み整備も役場内だけでただ議論するのではなくて、やっぱり外にそういったものを向けて、あと色んなご意見いただきながら、ぜひ進めさせていただければと思っています。

議長

ほか、井澤議員。

5 番  
井澤議員

5 番井澤です。148 番の小規模治山事業のところについてお伺いいたします。ここは31 年度のところで小規模治山事業貫気別丸山地先 L60 メートルとありますけども1900 万円の予算がついております。それで貫気別のこのアブシという地区で河岸段丘の下になって額平川の氾濫原にもなる地帯ではありますけども、そこがあって段丘が大きいので治山の事業でダムをつくっていただいて、その下流の流路、排水路としての整備をしていただいている、31 年度は60 メートルということがあって、そのあとは丸山地先という文章は記述がなくて予算は2 千万円ずつついています、ここにつきましては、10 か年計画の最初の28 年度でやはり60 メーターだったかと思っておりますけども、工事がありました。それで、29 年度、30 年については、旭の水口地先の工事のため、道道に大きな横断管を付けるのでその事業のために関連して治山のダムから道路までの間の事業、2 年間分、どうしても必要だということで、この2 年間はなくて、またこれで10 か年計画の今、また復活したということですが、この計画を見て地先の方が何で来年度以降はこの同じ丸山地先という言葉がつかないんだということで、そしたらまた、他で必要だといこの工事が遅れるのかということと、あともう一つは、今、今年60 メートルですけどもその流路について何メートルというふうに町は把握して事業の計画をしておられるのか、そのような問い合わせがあったものですがそのことについてお伺いいたします。

議長

産業課長。

産業課長

来年度につきましては、以前電話いただいた通り丸山地先で事業を進めるということで、振興局にも事業計画書を提出し事業も認められているところであります。翌年度以降につきましては継続事業でありますけども、まだ振興局から具

体に許可は下りておりませんので、地域は伏せておりますけども、当然丸山地先の流路について継続をしていく。ただ現在あそこで流れてくる土砂を止めるためには、現在の治山ダムのある流路の横、吉田さんの上の部分でありますけども、そこにダムを入れることがベターだというふうに振興局も判断をしておりますので、その辺と抱き合わせてどうするのか、31年度で調査をしながら、31年度は流路をやるわけですけども、32年度、流路の延長がいいのか治山ダムを入れるのがいいのか、どちらかを検討していくというようなかたちになるのかなと思います。また現在のところでは正式に決まっておりますので、名前を伏せているという状態であります。

議長

ほか、松原議員。

2番  
松原議員

2番松原です。148の地域おこし協力隊の事業で林業施業支援員ということでこの状況はどういうふうになっているかお聞かせください。

議長

産業課長。

産業課長

実は林業事業体に協力隊を入れたいということでこの1年やってきたわけなんですけども、正直なところ募集はかけるけれども人が集まらないという状況であります。現在、自伐林家と言われる方に声をかけているわけなんですけども、自伐林家というのは高知でスタートしている人たちなんですけども、つまり、自分で山を切って大きな重機を使わず小さな重機、馬で引っ張るというわけじゃないんですけども、小さな重機で物を出して、それだけで生業としてやっていけるという、高知の中島さんが提唱している作業の方法なんですけども北海道ではなかなか進んでいません。現在旭川と後志のニセコ、それと池田で若干の人たちがいます。でも道内には20から30の自伐林家を希望する方が毎回いますので、来月またシンポジウムがありますから、そのシンポジウムに出かけて行ってチラシを配ってぜひどうですかという声掛けはしているんですけども、なかなか集まってきていないという状況であります。引き続き来年度も声掛けをしながら、協力隊で募集をかけていきたいなと思っております。

議長

よろしいですか。はい。それでは、35ページ、36ページ。37ページ、38ページ。39ページ、40ページ。櫻井議員。

3番  
櫻井議員

39ページ、177-1の自治体クラウド導入事業って、ちょっとどういうものか説明していただきたいんですけど。

議長

総務課長。

総務課長 お答えをいたしたいと思います。今、役場で個人情報扱っている税とか、あと住民情報のシステムがありまして、それをサーバー、役場だとかふれあいセンターにそういう情報をサーバーとしてためております。ただ、今後はやはり災害とか地震だとかそういった危険を考えて、クラウドという名前で電算委託会社のほうに全部を集約する、それは各市町村が加入しているシステムの会社なんですけども、そういうところに一括管理するという方向で、今、検討いたしており、それに伴う経費として32年度から移行していく方向で今検討している経費ということになります。以上です。

議長 櫻井議員。

3番 櫻井議員 既存の情報システムの運用コスト削減と書いてあるんですけど、これはあれなんですか、クラウドを利用しないというか、このシステム会社というかを利用しなければもっとももっとコストがかかって困るんで500万円なら安いであろうという考え方なんですか。

議長 総務課長。

総務課長 経費の節減と先ほど申しましたように、管理、データの管理ですね、いろんな役場も地震等で倒壊するということもありますし、可能性ですけど。そういった部分も総合的に考えたらクラウドというかたちのなかで、多くの自治体が加入しているシステムのなかに入って行く。当然個人情報等の管理は厳重にしながらやっていくということで経費面と安全面と両方の検討から、そのような方向で今検討しているということです。

議長 櫻井議員。

3番 櫻井議員 これちなみにランニングコストというのは一切かからないで、一度こうやって500万円を投資すれば、常時、未来永劫とは言わないけど、かなりの長い間ずっと使用してそれで済むというシステムなんですか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。これ移行の業務の委託料ということで一時的にかかりますが、当然各年の中にはランニングもかかって参ります。それについては経常的な経費ということで、これまでは、当然この桁まではいかないなかで、例年のランニングはかかってくる内容となっております。

議長 それはどのくらいの。

総務課長 ちよっとランニングの金額については後ほどお答えさせていただきたいと思います。

議長 ほかがございませんか。なければ41ページ、42ページ。以上で、一般会計を終わりました、続きまして水道特別会計の水道会計に移ります。質疑ございませんか。なければ、次、45ページ、46ページの上段は一部事務組合、衛生組合となっております。下段の消防組合も含めて、けっこうです。井澤議員。

5番  
井澤議員 5番井澤です。46ページ下段の消防組合のところで、1番のところに内容のところで、貫気別分団詰所改修工事とあって200万円でありますけども、これらは当初予定されてたことのほかに地震等の被害で外壁面が傷んだとかいうようなことがあります、その辺のところで具体的に何をされるのかお教えいただきたいと思います。

議長 消防組合署長。

消防署長 井澤議員のご質問にお答えをいたします。平成33年度におきましては、当初荷負分団、荷葉分団も含めて、年次計画の中で小規模に改修が予定されていた部分があります。この中で平成33年におきましては、分団との協議の中で、大規模改修もしくは移転というような要望を検討してきたところではありますけども、その中で今回、地震ということで、集合煙筒の改修と暖房設備の改修を行っております。今年度30年度でこの改修を終えた後に、33年度、250万で載っていましたが200万円ということで計上をさせていただいておりますが、この内容につきましては階段部分の改修とそれから車庫の中から2階に上がっていく階段なものですから、これを扉をつけるということで暖房、それから建物の中ですね、この改修を実施したいというようなことで、分団と協議を行っているところであります。階段のちょっと経費的には少しはまだ見積もりが33年度ですので、完全な見積もりができ上がっておりませんが、階段とそれから踊り場の上の窓の部分もできればということで要望はいただいている中の財政状況を見ながらの経費計上となっております。今後また2か年かけてローリングをしながら中身を煮詰めて、改修に向かって精査していきたいと思っていますのでよろしく願いいたします。

議長 井澤議員。

5番  
井澤議員 5番井澤です。昨日も豊糠で全焼するっていう住宅火災があってサイレンが鳴りましたので、消防詰所へ駆けつけたわけですけども、そこで消防団員が集まって出動の準備をしているところでしたけれども、以前から私自治会の役員もしておりましたので、消防分野に出入りすることがあるんですけども、昔の

規格でできたのか、その後消防車が大きくなったのか、大変その消防車の幅と建物の幅が狭隘でということと、地震のときにもよく潰れなくて消防車も傷まなくてよかったなというところがあるので、今後のローリングの中で、検討していただきたいと思うんですけども、移転について検討していただきたいと思うんですが、昨年9月の地震のときは、貫気別消防分団、大変活躍していただいて住民も安心だったんですけども、貫気別支所との距離がちょっとあることがやっぱり心配、懸念とかあるので、可能であれば町全体で考えていただくんですけども、貫気別支所の隣に整備された分団詰所があるといいなというのは住民みんなが思うところですけども、中期的ななかでその辺のこともぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長

消防署長。

消防署長

ただいまの質問にお答えをさせていただきます。移転につきましては、平成25年、26年あたりから要望が出ているということで受けております。ただデジタル無線、今の現在の施設の中にはデジタル無線施設の基地局、それから消防伝達システムの子機、これがあります。それと、広報システムのサイレン吹鳴装置、それから広報スピーカー、それにあわせてモーターサイレンの鉄塔がございます。これらの制御装置が分団の詰所の一室、また車庫内に全て装備されております。これを全て移して貫気別支所のほうに移していただきたいというお話はいただいておりますが、全てをやるので概算で計算したところ、大体5千万円から6千万円、新規にやる場合については1億円に近い金がかかるのかなど。予算を計上しなければならないのかなということでも分団とは協議したんですけども、さらに大きな問題として、デジタル無線を設置するときに伝搬調査の中で貫気別支所へ移転することによって、旭方面への電波のロケーションが非常に悪くなるという部分があって、無線のアンテナについては、今現在の位置が非常に貫気別、それから本町方面、それから芽生、旭、豊糠との電波のロケーションが一番良い位置であるということから、あそこにデジタル無線の基地局を設置しております。これを移設しないで今の位置で改修するということになるとしたら、今後どうしていったらいいかということは具体的にはまだ話は煮詰まってない状況のなかで、分団の幹部とできるところを少しずつ改修しながら、今後の設備の老朽化を含めて検討していきたいということで話は進んでおりますが、移転については具体的にその経費の面を含めて、実際に現実には難しいというようなことで分団の幹部とは協議しているところです。以上です。

議長

よろしいですね。先ほど答弁保留になっておりました件について報告します。総務課長。

総務課長

先ほど、櫻井議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。現在、役



場にサーバーを置いて情報の管理をしている現状でのランニングコストは年間約520万円程度かかっております。この自治体クラウドに加入、移行しますと、その経費が約400万円程度に抑えられる。それで、この加入の時の500万円、計算しますと4年程度でペイ、そのあとは400万円程度で最初からいくという経済的にはそういったかたちになっております。それと災害時の安全性が保たれるというメリットがあるということでもあります。以上です。

議長

よろしいですか。なければ、以上をもって質疑を受けてきたわけでありましてけど、各会計収支計画及び事業実施計画について全般で改めてという点があれば受けたいと思います。

(質疑なしの声)

ないようですので、以上をもって、第6次平取町総合計画実施計画ローリングに対する質疑を終了いたします。以上で行政報告を終了します。本臨時会に付されました事件の審議状況を報告します。議案5件で原案可決5件となっております。以上で全日程を終了いたしましたので、平成31年第1回平取町議会臨時会を閉会します。大変ご苦勞様でございました。この後大4時30分から正副議長室で政策会議を開催いたします。

(閉 会 午後4時20分)